

令和3年第4回竹原市議会定例会議事日程 第2号

令和3年11月30日（火） 午前10時開議

会議に付した事件

日程第 1 議案第65号 令和3年度竹原市一般会計補正予算（第10号）

日程第 2 議案第66号 令和3年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第 3 議案第67号 令和3年度竹原市下水道事業会計補正予算（第2号）

日程第 4 一般質問

（1）松本 進 議員

（2）今田 佳男 議員

（3）宇野 武則 議員

令和3年11月30日開議

(令和3年11月30日)

議席順	氏 名	出 欠
1	下 垣 内 和 春	出 席
2	今 田 佳 男	出 席
3	竹 橋 和 彦	出 席
4	山 元 経 穂	出 席
—	—	—
6	堀 越 賢 二	出 席
7	川 本 円	出 席
8	井 上 美 津 子	出 席
9	大 川 弘 雄	出 席
10	道 法 知 江	出 席
11	宮 原 忠 行	出 席
12	吉 田 基	出 席
13	宇 野 武 則	出 席
14	松 本 進	出 席

職務のため議場に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 笹原章弘

議会事務局係長 矢口尚士

説明のため議場に参加した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	今 榮 敏 彦	出 席
副 市 長	新 谷 昭 夫	出 席
教 育 長	高 田 英 弘	出 席
総 務 企 画 部 長	平 田 康 宏	出 席
市 民 福 祉 部 長	塚 原 一 俊	出 席
建 設 部 長	梶 村 隆 穂	出 席
教育委員会教育次長	沖 本 太	出 席
公 営 企 業 部 長	大 田 哲 也	出 席

午前10時00分 開議

議長（大川弘雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

お手元に議事日程第2号を配付しております。この日程のとおり会議を進めます。

日程第1～日程第3

議長（大川弘雄君） 日程第1，議案第65号令和3年度竹原市一般会計補正予算（第10号）から日程第3，議案第67号令和3年度竹原市下水道事業会計補正予算（第2号）までの3件を一括して議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） ただいま議題となりました議案のうち、議案第65号及び議案第66号の2議案につきまして御説明申し上げます。

議案説明書の6ページをお開きください。

議案第65号令和3年度竹原市一般会計補正予算（第10号）について、その概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算は、人事異動等に伴う人件費の過不足額の調整及び新型コロナウイルス感染症対策のための事業について予算計上するものであります。

初めに、歳出について御説明いたします。

議会費においては、人件費156万9,000円を減額計上しております。

総務費においては、人件費1,189万5,000円を減額計上しております。

民生費においては、人件費1,365万円を減額、国民健康保険事業に要する経費として国保会計職員給与費等繰出金259万円を減額、子育て世帯臨時特別給付金給付に要する経費として子育て世帯臨時特別給付金など1億4,168万3,000円を追加、合わせて1億2,544万3,000円を追加計上しております。

衛生費においては、人件費1,492万4,000円を追加計上しております。

農林水産業費においては、人件費503万9,000円を減額計上しております。

土木費においては、人件費548万4,000円を減額、下水道事業に要する経費として下水道事業会計補助金など178万8,000円を減額、合わせて727万2,000

円を減額計上しております。

教育費においては、人件費452万6,000円を減額計上しております。

これに対し、歳入であります。歳出に係る特定財源として国庫支出金1億4,168万3,000円を追加、県支出金131万8,000円を減額計上するとともに、一般財源として財政調整基金繰入金3,029万9,000円を減額計上し、収支の均衡を取っております。

以上により、歳入歳出それぞれ1億1,006万6,000円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ142億5,562万6,000円とするものであります。

次に、議案説明書の7ページをお開きください。

議案第66号令和3年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、その概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算は、人事異動等に伴う人件費の過不足額の調整について予算計上するものであります。

まず、歳出であります。総務費において人件費259万円を減額計上しております。

これに対し、歳入であります。一般会計繰入金259万円を減額計上し、収支の均衡を取っております。

以上により、歳入歳出それぞれ259万円を減額し、予算総額は歳入歳出それぞれ33億6,896万7,000円とするものであります。どうぞよろしく願いいたします。

議長（大川弘雄君） 公営企業部長。

公営企業部長（大田哲也君） ただいま議案となりました議案のうち、議案第67号につきまして御説明申し上げます。

議案説明書の8ページをお開きください。

議案第67号令和3年度竹原市下水道事業会計補正予算（第2号）について、その概要を御説明いたします。

今回の補正予算は、人事異動に伴う人件費の過不足額を調整するものであります。

まず、収益的支出予定額においては、人件費166万9,000円を減額計上し、資本的支出予定額においては、人件費153万1,000円を減額計上しております。

これに対して、収益的収入予定額においては、営業外収益の他会計補助金166万8,000円を減額計上し、消費税及び地方消費税還付金4,000円を追加計上するとともに、資本的収入予定額においては出資金12万円を減額計上するものであります。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（大川弘雄君） 説明が終わりました。

ただいま議題となっております3件につきまして、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって一括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております日程第1，議案第65号令和3年度竹原市一般会計補正予算（第10号）から日程第3，議案第67号令和3年度竹原市下水道事業会計補正予算（第2号）までの3件につきましては、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第4

議長（大川弘雄君） 日程第4，一般質問を行います。

質問の順位は、お手元に配付の令和3年第4回竹原市議会定例会一般質問一覧表のとおり決定いたしております。

順次質問を許します。

質問順位1番，松本進議員の登壇を許します。

14番（松本 進君） 日本共産党の松本進です。おはようございます。

発言通告に従って一般質問を行います。

第1番目の質問は、水道水源保護条例の早期制定は市長の重要な責務です。このテーマで質問いたします。

10月17日、仁賀町延命寺で開かれた水源保護条例をつくろうの学習会が水源保護条例をつくる竹原実行委員会主催で開かれました。私もこの学習会に参加をさせていただきました。私は、竹原市長が早期に水道水源保護条例をつくり、喫緊の課題である竹原市の水道等の水源を汚染から守ることを再度強く求めます。その立場で市長に質問したいと思います。

1つ目には、第2次竹原市環境基本計画と水道水源の保全についてであります。

第1次竹原市環境基本計画の期間満了に伴い、第2次環境基本計画を策定し、実施期間は2021年11月から2030年までの10年間です。この第2次計画の目的は、竹原市の環境課題を見直し、本計画を策定した。また、計画で対象とする環境要素は、生活環

境区分の環境要素の中に水質，土壌，悪臭，廃棄物等が含まれています。さらに，計画体系の将来像は「きれいな水・土・大気と生きるまち」，基本目標，施策の方向は，工場，事業所からの環境負荷の低減や各種環境の監視，指導の継続となっています。

そこで市長に質問します。

1つは，本郷産廃場建設と竹原市の水道，井戸水等水源の汚染を防止して市民の命と健康を守る具体策を市長は何かお考えですか。

2つ目に，本郷産廃場建設と水循環基本法の第5条地方自治体の責務，同第6条事業者の責務及び附帯決議——2021年6月8日付——について市長の認識を伺います。また，水源を守り，住民の不安を解決するための具体策はありますか，お尋ねします。

3点目に，以前紹介しました1992年，平成4年7月2日付で当時の市長は，市議会の議論を踏まえて，産廃処分場の建設の白紙撤回を広島県竹原保健所と事業者申し入れてあります。当時の市長の申入れの含意を市長はどのように受け止めていますか。今からでもこの実現に取り組まれてはいかがですか。

4点目に，三重県津市の水道水源保護条例の教訓を生かすことが竹原市長に求められている重要な責務と考えます。先日の学習会では，水道水源保護条例の3つのタイプ，すなわち立地規制型，排出規制型，地下水保全型が報告されました。厚生労働省の報告では，全国で水源保護条例を制定しているのは160団体とありました。三重県津市の水道水源保護条例は立地規制型で，水道水源地域において一定の事業所の施設の設置を規制する条例です。津市水道水源保護条例制定の経緯について，三重県津市市長のコラムの概要を紹介したいと思います。

1つは，産廃処分場計画の問題点は立地場所。

1982年，昭和57年，今から39年前になります。長野川の清流を育む美里の森が危機に瀕しました。取水口上流約3キロメートルの美里村南長野地区に産業廃棄物処分場の建設が計画されたのです。旧津市は建設に反対を表明しましたが，事業者は三重県の行政指導を受けながら廃棄物処理法に基づく手続を着々と進めてきました。産業廃棄物処理法には処理施設を水源地に設置することを制限する規定はありません。

2つ目に，立地を規制する条例を制定。

事業者の翻意を促す打開策を見いだすことは困難な状況のまま6年が経過し，処理施設の建設が始まるのはもはや時間の問題となった昭和63年，1988年，旧津市は久居市，美里村と共に独自に水道水源保護条例を制定することを決断しました。

一地方自治体が産業廃棄物処理法の規定を超えて、全国に例を見ない規制を設けるためのよりどころとしたのは水道法です。住民の命と生活に欠かせない貴重な水源を守り、安全に提供するために、国や自治体による水源保護の必要性を規定する水道法の趣旨にのっとり、3市村はそれぞれの地域的観点から、水源とその上流地域を水源保護地域と指定し、水質汚濁の原因となる採石業や砂利採取業及び産業廃棄物処理業を行う事業所の設置を認めないこととしました。その上で、この条例に基づく事前手続を行うよう事業者に勧告したものの、既に所定の手続は完了したとして事業者は応じません。3市村は最後の対応策として処理施設の建設工事を差し止める仮処分を裁判所に申請します。

3点目として、市有林となった建設予定地。

1991年、今から30年前に、裁判所は審議を進める中で和解案を示し、ここに旧津市が6億7,000万円余りでこの土地を事業者から買収し、事業者は計画を断念する和解案が成立しました。9年の歳月をかけ、旧津市が所有する約8ヘクタールの土地では、水源の涵養と水質の保全を目的とした取組が始まりました。美里の方々の手で植林や長野川流域の草刈りなどが続けられ、津市水道局はその活動に平成9年、1997年から22年間、総額8,830万円の予算を確保しました。2006年、平成18年、合併により旧津市と美里村が同じ自治体になると、水を育む森林公園、美里水源の森と名づけられ、市民の清浄な飲み水の源であるだけでなく、水道水源保護の必要性を説く事例でもあります。

4点目に津市水道水源保護条例について紹介します。

1つは、この条例の目的は水道法第2条第1項の規定に基づき、本市の水道に関わる水質の汚濁を防止し、清浄な水を確保するため、その水源の保護及び涵養を図り、もって住民の生命と健康を守ること。

2点目に、水道事業管理者が水道水源及び上流域を水源保護地域に指定することができる。

3点目に、水源保護地域で採石業、砂利採取業または産業廃棄物処理業を行おうとする者は、あらかじめ管理者に協議するとともに関係地域の住民に対する説明会の開催等を行わなければならない。

4点目、管理者は審議会の意見を聞き、規制対象事業場、水道に関わる水質を汚濁し、または汚濁するおそれのある工場、その他事業場と認定したときは、事業者に通知する。

5点目、何人も水源保護地域内において規制対象事業場を設置してはならない。

6点目、管理者は違反して建設工事を行った者に対し、工事の一時停止、中止等を命ずることができる。

7、一時停止命令、中止命令等に違反した者は、1年以下の懲役、100万円以下の罰金に処する。

以上が津市水道水源保護条例の概要であります。

5点目に、次に竹原市環境基本条例には次のように明記されています。

同条例第9条第1項環境基本計画の策定を義務づけています。この第2次環境基本計画が2021年11月、今月から開始されます。

次に、同条例第9条第2項(2)は、環境の保全に関する施策に係る基本的な事項を定めるとあります。同条例第10条は、環境基本計画との整合性を明記し、市は環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合性を図らなければならないと義務規定であります。同条例第11条は、環境への事前配慮として、市は環境に影響を及ぼすおそれのある事業者には環境保全に必要な措置を講じるように努めること。同条例第12条規制措置を定めています。市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制措置を講じるものとする3点を規定しています。1つは公害の原因、2つ目に自然環境の公正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為、3点目、その他、人の健康または生活環境に支障を及ぼすおそれがある行為。同条例第16条では、調査及び研究の実施として、市は環境の保全に関する施策を適正に実施し、環境の状況を把握するため、必要な調査及び研究に努めること。同条例第17条では、監視等の体制整備として、必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努める。同条例第18条では、環境の保全に関する教育及び学習の振興等。同条例第19条では、市民等の自発的な活動の促進。同条例第20条では、地球環境の保全の推進。同条例第21条では、情報の提供。

このように竹原市環境基本条例の第9条から第21条等々は、竹原市水道水源保護条例をつくるための具体的な指針が明確に示されています。

そこで市長に質問します。

市長の責任で直ちに竹原市水道水源保護条例をつくるべきであります。三重県津市の条例や竹原市環境基本条例第9条第2項の2から同条第21条等を根拠にすれば、今すぐにも竹原市の水道水源保護条例はつくれます。この条例をつくれれば上水道及び井戸水等の水源を汚染から守ることができます。住民の命と健康を守ることができます。子々孫々まできれいな水を担保することができます。私は市長に竹原市水道水源保護条例の早期制定

を再度求めます。市長の決意はいかがでしょうか。明確な答弁を求めておきます。

第2番目の質問項目は、株式会社JBGエナジーの事業活動に伴う竹原市の行政責務、すなわち地元関係者の合意形成と自然環境の保全・保護について伺います。

株式会社JBGエナジーが竹原市下野町、旧竹原工業跡地にLNGの貯蔵基地と発電事業を計画しています。地元関係者に事業の十分な説明がないまま、ボーリング調査など事業着手が強行されていると伺いました。

この株式会社JBGエナジーが事業活動を行う予定海域の東側には、環境省が生物多様性上重要な地域と認定しているハチの干潟とその周辺海域があります。日本貝類学会等の研究者によると、この海域には最も絶滅のおそれがある絶滅危惧1類として環境省レッドリスト2020に掲載の12種、絶滅のおそれが高い絶滅危惧2類が11種、準絶滅危惧32種が生息しています。また、広島県レッドデータブック2011に掲載の生物9種も生息しています。

研究者は、ハチの干潟は瀬戸内海の沿岸生物のかつての豊穡な多様性を奇跡的にとどめている、極めて希少かつ貴重な僅か数か所の干潟の一つであり、日本の沿岸生物の多様性を保全する観点から見れば、全国的規模で考えても抜きん出て重要な保全対象の一つですと、自然環境の保全を強く求めています。

このハチの干潟の西端に位置する竹原市下野町の陸地に、LNG火力発電所——約7ヘクタール、発電規模7.4万キロワット——を建設し、陸地とLNG貯蔵基地とは全長約500メートルの栈橋でつなぐ建設事業が実施されれば、自然環境の破壊と希少生物、絶滅等大きな影響、被害が予想されるとしています。この事業計画の中止または建設場所の変更等の再考を求めておられます。

そこで市長に質問します。

竹原市は、環境基本条例を2007年12月21日に制定し、第2次環境基本計画が今年11月から開始します。この第2次環境基本計画の第3章環境施策の展開の将来像、自然環境、海、山、川、豊かな自然とあふれるまちの中に、生物多様性の確保として特定外来生物の防除、瀬戸内海における生物多様性の確保、自然環境の保全・保護として河川、海浜、藻場、干潟等の環境保全では、河川や海岸の環境保全に努めるとともに自然海浜保全地区や沿岸域の藻場、干潟を維持するための取組を進め、豊かな里海の実現を図りますとあります。

竹原市の環境問題の基本理念——環境基本条例のことです——や環境施策の基本計画等

を十分踏まえた上で市長に質問します。

1つは、数多くの絶滅危惧種に及ぶ影響の調査、評価は具体的にどのようにされていますか。生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関しての配慮はどのようにされていますか。また、浮体式備蓄設備F S Bや全長約500メートル栈橋等の構造、その位置や構造や大きさが沿岸流や賀茂川からの流出水の流向と流量の変化等の予測調査、干潟の砂泥の流出と堆積のバランスの変化による干潟生物の生活基盤である砂泥の粒度組成や間隙水の溶存酸素量の変化、影響はどのようにになりますか。

2点目に、LNG外航船の航路、停泊場所、F S Bの設置位置などの浚渫はするのでしょうか。

3点目に、冷却水は海から取り込むのかどうか。

2点目の質問として、広島県は開発に伴う事業の推進に地元関係者との合意形成が不可欠であることは当然のことであり、事業者に対して、竹原市と協議の上、地元関係者との合意形成を図るよう要請しているとのことでもあります。

そこで市長に質問します。

竹原市は、地域住民への説明会を開き、事業の合意形成を図る上で、生活公害問題、自然環境問題等々、どのような資料を提出していますか。地域住民への説明会は、何回開き、地域住民への不安や要望の把握と対応はどのようにされていますか。

3点目に、広島県は竹原市から特段の反対意見は出ていないと述べていますけれども、竹原市の環境基本条例の理念や環境基本計画——この11月から施行——からこの事業に伴う住民の生活環境や自然環境の保全等の影響をどのように分析、検討し、竹原市として特段の反対意見等の判断をされたのかお伺いいたします。

以上で壇上での質問とします。

議長（大川弘雄君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 松本議員の質問にお答えいたします。

1点目の水道水源保護条例についての御質問でございます。

三原市本郷町の産業廃棄物最終処分場建設に伴う本市の水道、井戸水の水質汚染防止につきましても、今後も引き続き、広島県に廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく監視と指導を適切に行っていただくことにより、法で定められた水質基準は守られるものと考えておりますが、本市といたしましても、三原市と連携しながら水質の調査を行い、そ

の監視を続けてまいります。

次に、水循環基本法については、水循環に関する施策を一体的に推進し、健全な水循環を維持、回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的に平成26年に制定されております。

この基本法では、国の制度、政策に関する理念、基本方針を示すとともに、それに沿った措置を講ずるべきことを定めており、基本法に示された方針等に基づいて個別分野における政策実現のために制定された個別法によって、様々な行政施策が行われているものと認識しております。

そのため、産業廃棄物処分場についても、個別法である廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められた基準等を遵守していくことにより、基本法の理念も達成できるものと考えております。

なお、住民に不安が生じた場合においては、広島県や近隣市町と連携し、不安解消に向けた必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

次に、平成4年に田万里町で計画された産業廃棄物処分場の建設に対する市からの要請書については、市議会において反対意見や水質汚染に対する大きな懸念があったことから、事業者及び広島県に対して提出したものと認識しております。

このたびの三原市本郷町に計画された産業廃棄物最終処分場については、広島県に対して廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第5項の規定に基づく生活環境保全上の見地からの意見書を提出しており、今後もこの意見書に基づく対応を適切に実施していただくよう求めるとともに、広島県を通じて事業者に対して水源の保全等に対する住民の不安の払拭につながる対応を求めてまいります。

次に、水道水源保護条例の制定については、その内容や範囲が多岐にわたり、製造業や農業等の事業活動や市民生活に大きな影響を与えることが考えられるため、指定する区域や対象等について慎重な検討が必要であるとともに、今回の事案については廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく対応を適切に実施されることが重要であると考えております。本市といたしましては、今後も市民の安心を確保するため、広島県や三原市と連携を図りながら、水質をはじめとした環境の保全に取り組んでまいります。

次に、2点目の竹原市下野町に計画をされている発電事業に関する御質問でございます。

この事業における自然環境等への影響調査、評価については、当該事業の内容及び規模

から、環境影響評価法と広島県の環境影響評価に関する条例のいずれにおいても環境への影響があると認められる場合に実施すべきとされている環境アセスメントを求められていない状況にあります。

現在、詳細設計に向けたボーリング調査が行われているところではありますが、事業者の計画によりますと、LNG外航船の航路、停泊場所、FSBの設置位置などの浚渫につきましては、今のところ予定されておりません。

また、冷却水の海からの取り込みについては、プラント冷却水は循環型で外部へ排出されないことから、海から取水する必要はないと伺っております。

事業者の地元関係者との合意形成については、広島県が事業者に対して要請しており、本市といたしましては、事業者からの相談を受け、協議しながら会場の手配や自治会を通じた案内の配布を行い、事業者が行う地域住民への説明会の開催に向けた支援を行ってまいりました。

地域住民への説明会については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により開催が困難となったため、オンラインでの開催や事業計画概要の配布と書面での質問受付、回答配布を行ったところでもあります。

説明資料につきましては、令和3年5月18日開催の総務文教委員会で配付した資料と同じものが使用され、地域住民から寄せられた質問、意見については、竹原市から3問、事業者から18問全てに回答をしております。なお、地域住民から寄せられた質問、意見では、特段の反対意見等はなかったものと認識しております。

現在、事業者においては、関係機関等と事前協議をされているところではありますが、水域占用許可の権限を持つ広島県においては、法令等に基づき、慎重に審査、決定されるものと認識しております。

今後とも、広島県など関係機関と十分協議、連携しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） それでは、再質問を行いたいと思います。

第1番目の水源保護条例に関わって行います。

私は、1番目の質問で、竹原市の環境基本計画、水源保護条例に関わってお尋ねしました。

それで、市の答弁は、広島県が産廃処理法に基づく監視と指導を適切に行えば、法で定められた水質基準は守られるという御答弁でありました。

そこで、再質問の第1点目は、先ほど答弁があった法で定められた水質基準とは何ですかということなのですけれども、この法で定められた水質基準とは市民が飲み水として利用する井戸水や市上水道水源の水質基準値、水道法の水質基準値があります、この水質基準値は、守られるということなのか明確にお答えいただきたい。

それと関連しますけれども、例えば、産廃場によって地下水の汚染の危惧がありますけれども、2つ目としては地下水等の水質汚染が起きた場合、今の竹原市の水道施設で有害物質を除去できるのかどうか。例えば、ヒ素とかいろんな何項目の水質基準値があります。例えば、ヒ素でもいいのですけれども、そういう有害物質が混入した場合、今の竹原市の水道施設で有害物質を除去できるのかどうかを2つ目です。

そして、今地域で井戸水が利用されています。この井戸水の汚染、そこに有害物質が混入した場合の除去はどうすればいいのでしょうか。入った場合は、裁判でそういったおそれがあるというのが、もう一応決定をされて勝訴したということがありました。ですから、本郷産廃処分場によって下流域の地下水、井戸水が汚染された場合、この有害物質の除去はどうすればできるのでしょうか。飲み水としてどうすれば利用できるのでしょうか。この点をお尋ねしたい。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） それでは、お答えいたします。

まず、1点目の質問でございますけれども、法を守るとは何の法律かということでした。これは、先ほど来御答弁させていただいております廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃掃法でございます。こちらによって行っております。井戸水であるとか地下水に入ったらどういうふうにするかというお話でございましたけれども、これは入るのが前提になりませんので、そういうことのないようにこの基準を設けています。先ほどの廃掃法によりまして、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める政令というのがございます。こちらのほうに事細かく様々な業種の基準が設定されておりますので、そちらのほうをまず守っていただくということが大前提になろうかと思えます。

以上です。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 時間の関係で、私の質問がちょっと正確に伝わっていないのかも分かりませんが、1点目の質問というのは、法で定められた水質基準、これとは何ですかと言ったのです。それがその水質基準を守れば、水源、井戸水、これは大丈夫なのでしょうかとということなのです。だから、基準値が違えば、違う基準値を当てはめれば、その汚水の高い基準と言っていいのかどうか、飲み水以外の高い基準もありますからね。だから、私が聞いたのは、法で定められた水質基準とは、水道法で定めている水質基準、そのことですか、それ以外のことですかということをお答えいただきたい。

それから、2点目の産廃場による水質、地下水の汚染、これは汚染の前提ではないということをおっしゃる。これを今まで繰り返してあなた方は言ってきたわけですが。しかし、実際、竹原市の旧産廃場があった、今閉鎖になっていますが、そこでの汚染の現状、悪臭の現状を私は紹介しました。広島市の上安産廃場のひどい実態、これも紹介しました。これが現実なのです。だから、本来汚染をしないのが前提だと言うけれども、私は裁判所でも地下水の汚染のおそれがあるという、裁判所の決定ですよ、私が勝手に言っているのではなくて、裁判で地下水の汚染のおそれがあるということで勝訴して、今本裁判になっていますけど、勝訴になった。

だから、これはただ机上の空想の議論ではないです。実際にこの産廃場ができれば、実際汚染がどうなってくるか、汚染の現状はどうなのかということをお直視する必要があります。裁判所でも多くの住民の運動によって、闘いによって、こういった結論が出たわけですが、一定の。地下水の汚染のおそれがありますよ、だから産廃場は造ってはいけないよという決定があったわけですが。これが現実なのです。

ですから、こういった汚染が起こった場合に、私が質問したのは、今の水道法の水質基準の中にはいろいろありますけれども、ヒ素とか有機水銀とか、いろいろ項目がありますけれども、水道水の水源の中に有害物質が混入したり、地下水でも井戸水でも混入した場合にどうすれば除去できるのですかと、竹原市の水道施設では除去できますかということをお尋ねしたのです。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） まず1点目、先ほどお示ししました政令に係る水質基準ですが、これは当然のことながら飲料水を想定した基準の設定だと考えております。あと、汚染が起きたらということですが、繰り返しのようになりますが、汚染が起きないように審査を事業化導入前にそれぞれの機関が実施しております。また、実際この前の上安のような件

があった場合でも、すぐに対応はできているという状況です。これにつきましては、広島市役所のほうに確認をしたのですけれども、もう既に基準値は正常に戻っているということでした。今おっしゃるように可能性がゼロではないというのは十分分かりますけれども、それに向けて設置以前のも、そして設置後もそういったことには取り組んでいかなければならないと考えております。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） そういう机上の答弁をしてもらったら困るのです。私は、現実として上安とか竹原市の例とか、裁判の井戸水の汚染のおそれの決定とか、現実の判断をして、いざ汚染された場合はどうするのですかと、竹原市の今の浄化槽でできるわけないでしょう、処理施設の浄化槽では。できないことははっきりしているわけなのです。だから、確認を求めているわけではないですか。

それと、あと私が気になったのは、ちょっと今間違った答弁をされていると思うのですが、ここに今、最初の1点の質問で、私の質問に対して広島県が産廃処理法に基づく監視と指導を適切に行う、それを行えば法で定められた水質基準値は守られると。これの水質基準値は飲料水の水質基準値になっていますか。今、あなたは答弁のときに飲料水の水質基準というふうに言われたのです。これは間違いないかどうかを確かめたい。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 失礼しました。先ほど申し上げました産業廃棄物等の最終処分場に係る技術上の基準を定める政令といったところで定められております。これは当然飲み水も想定したものでございます。

あとは、浄化槽で処理できるかどうかというのは、そこについては分かりませんが、それぞれの施設で水処理施設を持っていると思われることから、そちらの処理施設のほうで物質等を取り除かれるのではないかと考えております。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 指摘にとどめますけれども、ここにある産廃法に関連する法で定める水質基準、これは水道法の水質基準とは違うのですよ。そのことは指摘しておきます。

それから、2点目の分は、そういったその現実に起こっている汚染のおそれに対して、今の竹原市の水道処理施設では除去できません。あなたはできると言った。それはおかしいということを指摘しておきたい。

それから、2点目の質問に移りますけれども、これは竹原市として水源保護条例をつくるべきではないかということで、その根拠を水循環基本法とか、竹原市の環境基本計画、環境基本条例等をみる申し上げました。そこで確認したいのですけれども、水循環基本法というのは、これは最近新しくできた法律でありまして、改定も今年6月に行われております。附帯決議もあります。

そこで、ちょっと確認したいのは、この水循環基本法の第5条地方公共団体——地方自治体のことですが——の責務を明確に定めています。これを、条例を紹介してもらえますか。どういった条例になっているか。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 大変申し訳ございません。今持ち合わせておりません。申し訳ございません。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 質問は通告しているわけで、ちょっと私のほうから紹介せざるを得ませんが、水循環基本法、これは2014年に制定されて、2016年4月1日に施行されると、あと今年6月にも改定されております。

ここの第5条、大変重要なところなのです。水循環基本法の第5条というのは、地方公共団体の責務を定めています。その責務とは何ぞやといえ、地方公共団体は基本理念——水循環の基本理念です——、こういった基本理念にのっとり、水循環に関する施策に関し自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するということになっています。

ですから、先ほど答弁があったような産廃法が個別法だと言われたけども、この個別法を守ったとしても、現実には汚染水が発生し、汚染されているということは紹介しました。ですから、こういったいろんな問題が起こっているから、今年6月にも改定された水循環基本法、その基本法の理念の一番中心的なところは、繰り返して指摘したいと思えますけれども、地方公共団体の責務をこの水循環基本法の第5条で定めてある、これを素直に読めば、水循環に関して自主的、主体的、その地域の特性に応じて施策を行いなさいよと。これが水源保護条例の策定しかないのですよ、あとは。だから、この第5条というのは、自主的に主体的に地域の実情に応じてやりなさいよということになっています。これは間違いはないですか。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 水循環基本法につきましては、先ほど御説明いただいたとおりで、国の基本方針であるとか理念を定めたものであると考えております。ではそれが、それぞれの自治体でどのような対応をしていくかということなのですが、1つには議員おっしゃるような水道水源保護条例、こういったものの制定も一つの方法だと思えます。ただ、以前に御質問いただいた一般質問のときにお答えしましたけれども、先ほどの廃掃法などがありますので、それを十分活用しながらやっていくというのも、また結果が出る出方としたら同じだと思えます。ですから、御質問いただきましたように、全国で160の自治体がやってらっしゃるのも、それはそれで保護条例をつくってやられるというのは、大変いいことだと思いますし、そうでない団体もおりますが、そこもそれぞれが法律に基づいていろんな施策を展開しているのではないかと考えております。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 水循環基本法の大切なもう一つのことを伺います。

水循環基本法の第6条に事業者の責務を定めておりますけれども、これは紹介できますか。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 明確な答弁ができるかどうか分かりませんが、事業者の責務というのは、先ほど来出ておりますが、水源保護条例であるとか廃掃法とかにかかわらず事業者がやらなければならない作業です、こちらがございますけれども、とにかく汚濁させない、水を汚さないというのは、それが責務の第一ですので、どこの事業者もそれに向いて取り組まなければならないという条文だと考えております。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） そこはちょっと違うのです。水循環基本法というのは、最近できた法律で、今年も改定されたということを言いました。今、事業者の責務がこの水循環基本法の第6条で明記されています。紹介をこちらからしますと、事業者は地方公共団体が実施する水循環に関する施策に協力する責務を有すると。市が例えば水源保護条例をつくると、こういった市がやる施策に対して、水循環基本法の第6条は協力する責務を有すると、これは義務規定なのです。ですから、逆に言えば条例がないとそういった義務を課することはできないというのが現実なのです。

それで、水循環基本法の基本理念、これは5つの義務規定を定めています。それは全部紹介してもあれなのですけれども、1つは紹介を何点かしたいと思うのは、水循環基本法

第3条の第2項を紹介します。

水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水については、その適正な利用が行われるとともに、全ての国民がその恵沢を将来にわたって享受できることが確保されなければならない。これは義務規定としてこの中に明確に定めているのです。だから、今回産廃場は一つの企業です、一つの企業が、逆にこの解釈をすれば、水というのは国民共有の財産なのだと。だから一企業がそういう汚染というおそれがあるようなことはいけない、やらせてはいけないというようなことを解釈することができるのです。公共性が高い貴重な財産、それが将来にわたって享受できるように確保されなければならないという明確な義務規定があつて、その上で第6条には事業者の責務、市がやった施策に対しては協力する責務がありますよと。これがなかったらできないのではないのですか。あなたはほかの分でできると言うけれども、それを活用して市民の不安を解消できることをやっていますか。私は、この水循環基本法の中にある事業者の責務を果たしてもらうためにも、この水源保護条例がないとできないというふうに解釈しますけども、どうなのですか。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 先ほど来申し上げておりますが、水源保護条例も一つのやり方だと考えております。また、それがなくても、先ほど来の廃掃法の中で市の水源に対する施策をしていくことによりまして、行政のほうへの協力を願いたいと考えております。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 水循環基本法に関わって改定されて、参議院での附帯決議がされております。これもこちらから紹介しますと、国は水循環基本法の理念とか事業者、自治体の責務を紹介しました。国は、地方公共団体が地下水の適正な保全及び利用するために条例を定めることにより、必要な制限をすることができることについて、国が自治体に周知を行うと、こういう循環法ができて、自治体が制定する場合には、水源保護条例をつくる場合には、必要な制限をすることができますよと。このことを周知徹底しなさいよと。必要な助言を行いなさいよということが附帯決議の中にちゃんとあります。

ですから、竹原市が、私は先ほど竹原市の環境基本条例の中の基本計画との調整でいろいろ紹介しました。この中にほとんど入っていますから、こういった中の分を参考にするとか、先ほど言った津市の規制型の水源保護条例ですけれども、そういったこともあえて

紹介しました。ですから、やる気になればこういった調整をして、調査研究してやれば、今すぐにでもできる。竹原市がつくる場合は、国は援助しなさいよということまで書いてあるということはきちっと胸に収めていただきたい。

それから、次の質問になりますけれども、私は1992年、平成4年の当時の市長が産廃問題の市議会議論を踏まえて、当時の広島県と事業者に産廃場建設計画の白紙撤回をしてくれという申入れをしたと。この含意は何なのかということで、今答弁でも水質汚染に大きな懸念があったということは酌み取っておられるようです。しかし、今回の本郷産廃場建設については、竹原市が意見書を出していると、この意見書に基づいて適切に対応していただくように広島県に求めるという御答弁がありました。

竹原市が出した意見は3つあります。この第1番目が一番大きなポイント、大切なところだと私は思いますけれども、これはいつ履行されているのでしょうか。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 県知事等への要望、意見書、こちらのほうと考えております。令和2年1月29日に広島県の東部環境事務所長のほうへ提出いたしております。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 2020年、令和2年1月29日で竹原市から県に出しているのは知っています。

私が今質問したのは、その3つの意見があって、3つとも大切なのですけれども、まず第1番目の意見ですよね。もう一回読み上げますけれども、竹原市が県に出した意見書の第1番目は、地元住民との協議の場を確保し、環境保全協定の締結に向けて取り組むとともに協議を通じて水資源の保全等に対する不安を払拭し、信頼の醸成に努めるよう指導すること。住民とのしっかりした協議の場をつくりなさいよと、そこで事業者に対しても、住民から出てくるいろんな環境、水の保全、いろんな不安に対して十分不安を払拭しなさいよ、信頼の醸成に努めなさいよというのが、1番目の竹原市が県に出した意見のポイントといたしますか。私が今質問したのは、この1項目めをいつ履行しましたか、実行されましたかという質問です。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 第1番目の部分につきましての御質問でございますが、今御質問いただいたように、いつ実行したかということについては、例えば協議の場、説明会とかにつきましては開催いたしておりません。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） これを読んだら、地元住民との協議の場をつくって、水資源の保全等に対する不安を払拭して信頼醸成に努めるようにやりなさいよということで、私の知っている範囲では、1回やったけれどもそれ以後なしのつぶてということですから、1の分が本当に守られているのかなという不安を持って質問しています。

先ほど、今市長の答弁は、県にこういった3つの要望、意見を出している。これを守ってもらうように指導してもらう。しかし、私の範囲では、3つある中の1の項目の特に大切な部分と言いたいのですけれども、履行されていない、実行されていないのではないかなという不安があるわけです。それを確かめるための質問です。だから、いつこういった不安を解消するための、1回だけはやったけども中断している、住民からいろんな不安のいろんな質問が出されている、その回答も返っていない。だから、不安が払拭されていない。そのままだったら不信感がますます残りますよね。こういった企業に本当に、こういった産廃場の大切な問題を任せることができるのかという住民の不安があります。汚染水が起こるといった裁判所の決定もありました。ですから、1番はいつ守られたのか、分かれば教えていただきたい。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） そうですね。今御指摘いただいた住民の皆様の不安を払拭するというのは、事業を進めるに当たって一番大事なことだという認識はございます。先ほど指摘いただきましたし、私も申し上げましたとおり、それ以降の説明会は開催されていないと思います。ただ、先ほどの繰り返しになりますが、説明会開催に向けてはしっかり取り組んでいきたいと前向きに考えております。また、三原市や広島県とは常に連携を取っておりますので、また調整を行いながら開催に向けて取り組んでいきたいと考えております。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） そういった住民の不安が払拭されていない現状にあるということだけは事実だと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

4点目の質問というのは、津市の水源保護条例の教訓と申しますか、制定の経過を示して、津市の市長が本当に頑張っって事業者に対する計画の撤回と申しますか、それに取り組んだけども残念ながらできなかったということで、津市と近隣の市村と当時は協力して、

それぞれ水源保護条例をつくったと。その水源保護条例をつくったけれども、それを勧告して説明をなさないと、事業者に言ったけれども、県の手続はもうだんだんだんだん進んでいるということで、建設が強行されるというような事態になる。そういった事態を迎えて、当時の市長は、市自らが事業者に対する建設仮差止めの裁判を起しているわけです。私は率直に言って、当時の津市の市長のここまで水源を守る決意を、私は酌み取ることができるのです。いろいろ努力して、水源を守る努力をしてきたけれども、事業者が率直な言葉で言えば言うことを聞かないと。最後の手段として仮差止めの裁判を打ったのです。市長自らが打っているのです。ここは大きな違いですよ。今、市長がそういうことをしないから、いろいろ五百数十名の団体が市民が力を合わせて今裁判をやって、井戸水等の勝訴、水源汚染を守るために産廃場の建設はいけませんよという勝訴が出た、仮処分の勝訴が出ている。だから、ここまで津市はやっている。あえて私はこのコラムを引用して紹介したのです。

この間の議論の中でも、この水道水源保護条例をつくれれば事業者に対するいろいろ説明会、いろんな勧告ができる、その権限ができるわけですがけれども、水源保護条例をつくれれば、できなかつたら逆に守ることができないのですよ、水源を、井戸水の汚染から、上水道の汚染から。これは、本当に今真剣に考えなくてはいけないのではないのでしょうか。この問題で、市長に最後にお聞きしたいと思うのですけれども、今のままで住民の不安が解消されない、または水源保護条例を、あえて私はここでつくってほしいと、つくるよと決意してもらいたい、そういった思いを込めて質問をしています。しかし、今まで聞く範囲では、なかなか積極的なそういう対応をされようとしていないというふうには、私は今思うわけです。ですから、水源保護条例の問題は強く制定を求めますけれども、最後に市長にこの分でぜひ答えていただきたいのは、今抱えている産廃場、この本郷産廃場建設問題、住民の不安が水質の問題でいえばそういう汚染のおそれ、井戸水、水源の汚染のおそれがある。何とかこれを食い止めてほしいという思いがあります。こういった住民の不安、市民の不安を未解決のまま、市長は県がやる制度だから仕方がないと、このまま容認しようとするのかどうか、市民の不安、これを解決しないまま、水源保護条例をつくらないまま産廃場建設をこのまま市長として容認する気なのかどうかをお尋ねしておきたい。

議長（大川弘雄君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 本郷産廃場の件につきましては、過去からの流れでいきますと、議

会からも意見書を広島県に提出していただくとか、様々な取組をしてきているところで、答弁でも申し上げましたけれども、法律に基づく意見書を行政としても県に届けたところでもあります。内容につきましては、議員からも御説明がありましたとおりでありますけれども、様々な経過の中で住民の皆様が不安を抱えていらっしゃるということについては承知をしておりますし、その点については県を通じて業者に伝えるべく意見を述べさせていただいているところであります。一方で、立地としては三原市に当たりますので、三原市としっかり連携をした取組を今現在も進めているところでありますし、井戸の検査につきましても、三原市ともしっかり連携をした取組を進めているところです。全体のこうした取組をもって、この案件には対処をしていきたいというふうに思っておりますし、水道水源保護条例に関しましては、先ほど来議員の御説明がありますが、部長からも答弁をさせていただいておりますとおり、冒頭答弁をさせていただいておりますとおり、様々な影響も考えられるということもございます。それらをもって全体として三原市また広島県とも様々な連携を図りながらこの案件については取り組まなければならない課題というふうにも捉えておりますので、現時点において、一方で議員が説明されたとおり係争中であるという案件でもございますので、それらを含めて適切に行政としても判断をしてまいりたいというふうに思います。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 市長答弁ありましたが、この問題で1つだけ指摘しておきたいのは、津市の水源保護条例制定の教訓というのは、今の産廃処理法には処理施設を水源地に設置することを制限する規定はないよと、だから水源保護条例をつくらないと逆に汚染を防止することはできないと、これだけははっきりしているのです。このことはぜひもう一回市長の検討の中に入れていただきたい。

次の質問に移りたいと思いますけれども、次は企業誘致に関わっての竹原市の行政責務と申しますか、地元関係者の合意とか自然保護の問題についてお尋ねしておきたいと思いますが、再質問でお聞きしたいのは、県条例のこの自然環境への影響調査、このことをお尋ねしたのですけれども、事業内容や規模から県条例等の事業対象外だからということがありました。ですから、今の段階では環境アセス等はしていないというふうに理解しているのかどうかをまず1点。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） お答えいたします。

まず、環境アセスメント、環境影響評価につきましては、これにつきましては、事業者が業務実施に当たりまして、環境影響の程度が著しくなるようなもののおそれがある事業については、環境影響評価の手続を定め、関係機関や住民等々の意見を求め、当該許認可の意思決定に反映されていくと、こういうことが目的となっております。ただ、今回の計画につきましては、国の環境影響評価法であるとか広島県の条例、環境影響評価に伴う、国でも県でも両方であるのですが、そのいずれにも該当しない、それは事業内容とそれから事業の、発電所でございますけど、その発電の量であるとか、そういったもので定められるみたいですが、その国、県にもいずれにも該当しないということで、今回環境アセスメントの対象にはなっていないということでございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 要するに、結論でいえば、環境アセスはしていないというふうに理解をしました。

それと、1点目で答弁漏れといたしますか、お聞きしたいのは、浮体式構造物とか全長約500メートルの栈橋とか、こういった構造物がありますよね。この構造物の設置場所、構造物そのもの等を市は把握しているのかどうかをお尋ねしておきたい。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 把握しておりません。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 要するに、そういったさっき言った構造物等を把握していないということがありました。

それから、地元住民への説明会のことでお尋ねして、いろいろコロナの問題で十分できていないのは承知しておりますけれども、この説明会の資料はどういった資料なのかということをお聞きしますと、市議会に出した資料と同じですよということが答弁でありました。

しかし、そういった全体の事業というのはその市議会に配られた分でもいいのでしょうかけれども、地元説明会で私が必要だと思ったのは、市の第2次環境基本計画、今月からスタートしているのでしょうかけれども、竹原市自らのですよ、この竹原市自らの第2次基本計画の中に生活環境の要素というのがあって、その生活環境要素とは何ぞやということはこの計画の中にちゃんと書いてあって、大気質とか、それとか水質とか土壌とか悪臭、騒音、振動、廃棄物等々、こういった、このことが書かれてあります。

要するに、この企業をもしそこに誘致して、こういった環境の問題、生活環境の要素にどういった影響があるのかなど、そういったことは資料がないと住民の方も分かりにくいし質問のしようがないと思うのですが、そこはどのようなのですかね。事業計画はこういった備蓄基地を造る、栈橋を造る、火力発電所を造るという全体は分かるのだけれども、そういった分で、肝腎の市が定めた環境基本計画、先ほど紹介しました。この生活環境に及ぼす影響についてはどうなのかということが、市民としては、住民としては不安なことがあって、それに答えるような資料で、例えば燃料の備蓄基地から車で移動するけれども、搬入したりいろいろするけれども、1日これだけで何トンの車が何台通る、だから影響はこれだけありますよとか、そういった具体的な一つの搬入に関わってですけれども、そういったものがないと、質問する住民の方もどういうふうに質問するのか、生活に影響するのかなど、環境に影響するのかなどというのが分からないから、まず市として事業者と協議して、こういった資料をきちっと説明して、市が環境基本計画の中に生活環境の要素ではこういったことを大切にしていますよと、これは大丈夫ですかということぐらいの資料は求めて、住民の方に提出することが必要ではないでしょうか。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 私のほうからは、企業の進出に係るということで、市長御答弁の中で、総務文教委員会での説明の資料ということで地域住民の方にはお配りさせていただきました。

議員のほうからもありましたように、コロナの関係で十分な説明会が行われていないという状況もございました。対面ではなくてオンラインでの開催も予定いたしておりましたが、そこはなかなか成就できなかったということでございます。実際には、事業概要等の資料ということで地域住民の方にはお示しいたしまして、その資料に対しまして質問、御意見をいただきまして、御回答はいたしております。

議員おっしゃるように、環境面への影響ということは大変重要でございますので、今後の地域への説明に対しましては、そういった本市の環境基本計画に基づいた内容も踏まえて、そのように取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） ぜひそういった特に住民生活の関わりでいえばどういった環境への影響があるのかということの資料は出していただいて、分かりやすい資料を出していた

だいて、意見を求める、大丈夫ですよとか、ここらが危ないけども対策をこう取りますよとか、そういった手順を踏まないといけないと思うのです。ですから、そういったことを今取り組まれるということで、ぜひ早急にやっていただきたい。

それで、私は、こういった環境とか住民生活への影響とか自然環境の保全とかということで、自然環境の保全についてもこの環境基本計画の中にちゃんと定めています。それで、そういった資料なり、例えば環境アセスとか構造物とか、そういったことが今、環境アセスはやっていない、構造物についても明確な答弁がない、ないない尽くしですよ、率直に言えば。

そういった中で私が気になったのは、住民から何件か意見があつて、それには今市が3問、事業者が18問回答しているよということでありましたけれども、それ以外にそういったきちとしたさっき言った資料を基にいろんな意見を求めないと、何を聞いていいのか、どう影響があるのかというのが分からないまま意見を出せと言われても、住民に対しては、住民の方々が無理だということか困るといいますかね、ということでぜひ資料の提供をさっき求めました。

それと、竹原市としては、広島県が竹原市から聞いて、竹原市から特段の反対意見は出ていないとあって、さっきのした答えた分にはなかったのでしょうかけれども、私はそれでは極めて不十分ではないかという思いがあります。ですから、住民生活の環境への資料をきちっと把握して、もう少しは構造物に対する影響、基地の備蓄基地とか栈橋とか、そういった構造物をちょっと紹介しました。こういった構造物がこういった構造物で、どこに設置されて、こういった影響が出るのかという、環境アセスはしないけれども、その構造物そのものは市として把握して、対応することが必要なのではないのかなということについて、この広島県に上げた竹原市から特段の反対意見は出ていないというような見方をされているわけです、それを言っているわけですから。これは、やっぱり即刻こういう事情で改めて資料を住民に渡したいとか、県としても構造物とかそういう浮き栈橋とかそういう構造物や位置とか、こういった分の資料だけは下さいよということで資料を求める、議会に配付する、住民に配る、これはできますかどうかをお尋ねしておきたい。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 地元住民の方への説明ということで、配布した資料の中で各項目ございまして、事業概要等もあります、その中で環境保全対策という項目もございました。それで、地元から出された質問、意見につきましては、ちょっと申し上げます

と、市に対しましては道路改良の予定の有無に関する質問や慎重な判断を求める御意見もあったということでございます。事業者に対しましては、トラックの走行ルートや騒音に関する質問や意見、災害時の対応や安全性に対する御質問、地元企業への優先発注の要望、窒素酸化物の濃度や施設の発する騒音に関する質問、コロナ終息後の対面での説明会に関する御質問、こういった要望がございました。そうした中で、そういった御質問でございましたので、特段の反対の意見というふうには捉えていないということでございます。

ただ、この御意見が、5月6日に文書を配布いたしまして、6月に御回答したものでございます。それから、コロナの関係がございましたので説明会は開催できておりませんので、事業者等とも相談いたしまして、早い時期に、議員がなかなか疑念を持っていらっしゃることもございますので、そういったことの払拭は必要でございますので、そのように取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 最後に指摘しておきたいと思うのですが、環境問題等、特に住民説明会に関わっての環境問題、生活環境の問題の資料は出されるということだったと思うのです。

それとあとは、沖の海のことなのですけれども、これは私は素人ですけれども、やっぱり専門家の方をさっき紹介いたしました。ですから、規模が小さいから環境アセスはしないよということだけでぱっとやるのではなくて、市の主体性を発揮するといいますか、市の環境基本計画の中に藻場や干潟を守って自然環境保全に努めますよというこの計画があるわけですから。ですから、あるわけですから、先ほど言った、構造物はこういった規模で、どの位置にあつて、その全体の流れとか賀茂川の流れとか、そこらへの影響は一定の、市としても専門家と協議はしていただいて、大丈夫だよということならオーケーだし、そうではないよというのが、その専門家からの心配の声が出ているわけですから。ぜひそういった協議をしていただきたいということを意見として上げておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 今議員からお話があったことを踏まえまして、取り組んで

まいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（大川弘雄君） 以上をもって14番松本進議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午前11時31分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（大川弘雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

質問順位2番、今田佳男議員の登壇を許します。

2番（今田佳男君） それでは、令和3年第4回竹原市議会定例会一般質問をさせていただきます。快政会の今田です。よろしくお願いいたします。

今回は、1、ひきこもり支援について、2、教育委員会事務点検・評価報告書について、2点質問をさせていただきます。

1、ひきこもり支援について。

80代の親が50代の子を抱えて精神的、経済的に行き詰まる8050問題が深刻化しており、メディアで取り上げることも増えてきました。

厚生労働省のホームページでは、ひきこもりの定義を様々な要因の結果として、社会参加を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念としています。

「ひきこもりの状態にある方やその御家族は、悩みや苦しみを抱え込む前に、生活困窮者支援の相談窓口やひきこもり地域支援センター、またひきこもり状態にある方が集う団体や家族会の扉をぜひたたいてください。国民の皆様におかれましては、あらゆる方々が孤立することなく、役割を持ちながら共に暮らすことができる、真に力強い地域共生社会の実現に向けて、御理解と御協力をお願いいたします。」との大臣メッセージもあります。

市町村によるひきこもり支援の事例も紹介されています。

宇部市では、当事者支援だけでなく、家族支援を重視した独自の支援プログラムを実施しています。先日、NPO法人ふらっとコミュニティを訪問しました。ひきこもり状態の子供さんの親が月に1度集まり、最近の状況を報告し合う会合も見学して、皆さんが悩んでおられる様子を聞かせていただきました。中には20年以上ひきこもり状態である方もおられましたが、家族会には今も100人の登録があるとのことでした。

総社市では、ひきこもり支援は社会全体の課題であると位置づけ、組織的な支援体制を検討するために、ひきこもり支援等検討委員会を設置しています。

愛知県豊明市では、市民向けの講演会や研修会を実施し、ひきこもり支援への理解を深める取組を実施しています。竹原市でもできるのではないのでしょうか。

私は、今までひきこもり支援について一般質問で2回取り上げました。令和元年第2回定例会では、ひきこもり状態の方の調査ができないかと質問し、答弁は関係機関と連携し、本市のひきこもりの現状把握についても検討してまいりますとのことでした。令和2年第2回定例会では、広島県と協力してひきこもり支援の事業を検討するお考えはありませんかと質問し、答弁は県の取組の方向性を踏まえ、本市の実態に合った相談体制の構築に努めてまいりますというものでした。

その後竹原市内の実態の調査がなされたように聞いていますが、1、調査はどのような内容、方法で行われたのか、2、調査の結果はどのようであり、公表をされるのか、3、調査の結果を踏まえ今後どのように対応されようとしているのか、お聞かせください。

2点目、教育委員会事務点検・評価報告書について質問します。

文部科学省の2020年度問題行動・不登校調査では、全国の小中学校で30日以上欠席した不登校の児童生徒が過去最多であったことが分かっています。文部科学省は、新型コロナウイルスの影響で、昨春の一斉休校などで生活のリズムが乱れやすくなって不登校が増加したと分析しています。

令和2年度事業を対象とする教育委員会事務点検・評価報告書の重点的施策、豊かな心の育成について質問します。

事業目標は「規範意識を育て、思いやりや自律の心を身につけた児童生徒を育成する」ですが、成果指標である不登校児童生徒の割合が令和元年度に比較して増加しているためか、達成度はある程度達成しているとされています。

不登校児童生徒に対しては、子供だけでなく、家庭への支援が必要と考えます。現在は生徒指導支援を担う教員を配置したり、問題や悩みを抱えた子供の保護者が話ができる親の会を開催するなどの取組を進められておられるようですが、評価委員が述べている家庭教育支援は学校だけでは限界があり、福祉関係機関などとの連携が必要となります。今後はどのように取り組まれようとしているのかお聞かせください。

評価委員の評価では、「本市の持続可能な未来を創出するためには、乳幼児段階から成人になるまでの切れ目のない子育て、家庭教育支援活動を推進し、子供たちの健やかな成

長を図ることが肝要である」と述べられています。竹原市では、市内全ての小中、義務教育学校でコミュニティ・スクールがスタートし、地域とともにある学校を実現しようとしています。芦屋市では、思春期から30歳までの不登校やひきこもり等、困難を有する若者を支援するために、子ども・若者計画を策定して、子ども・若者を社会全体で支える寛容なまちづくりを実現しようとして取り組んでいます。竹原市でも同様な取組を検討すべきだと思いますが、お考えをお聞かせください。

以上で壇上の質問を終わります。

議長（大川弘雄君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 今田議員の質問にお答えいたします。

2点目の御質問のうち、教育に関する内容につきましては、後ほど教育長がお答えいたします。

1点目のひきこもり支援についての御質問でございます。

地域共生社会実現への取組が求められている中、8050問題、ダブルケアをはじめとした複雑、複合化した要因などにより、社会から孤立している方々への支援については、非常に重要なものであると認識しております。

御質問の実態調査に関しては、本市における現時点での状況を把握するため、昨年8月に民生委員、児童委員の方々の協力をいただき、実施いたしました。

調査方法といたしましては、地区の民生委員、児童委員79人に対し、調査項目を家族等から相談を受けた場合とその他に区分し、担当地区内で把握されている方の世帯数を記入していただいたものであります。

調査結果につきましては、担当地区内にひきこもり傾向のある人がいると回答した民生委員、児童委員は21人であり、該当世帯数としては家庭等からの相談を受けたケースが2世帯、その他が41世帯、合計43世帯でありました。

なお、このたびの調査は、日々の高齢者を中心とした地域福祉活動を行う中において把握されている結果であり、若年層も含めた実態を正確に表している数値ではないことから、公表することは予定しておりません。

こうしたひきこもり問題を解決していくためには、何よりも相談支援体制の構築が求められており、支援を必要とされる方にとって気軽に相談ができ、必要な情報を得ることができる相談窓口の確保が重要であり、あわせて相談窓口相互の連携強化も必要であると考

えております。

これまでも、ひきこもり相談に関するノウハウを有する広島ひきこもり相談支援センターや広島県西部東保健所をはじめ、自立相談支援機関との連携の下、きめ細やかな支援を実施してきております。

昨年、国において、地域共生社会を目指すべく、包括的な支援体制の構築に向けた重層的支援体制整備事業が創設をされ、本市も今年度から移行への取組を開始したところであり、地域の様々な団体等との連携強化を図ることにより、さらなる支援体制の構築に取り組んでまいります。

次に、2点目の子ども・若者計画の策定についての御質問でございます。

本市では、これまで、少子高齢化や核家族化の進行、共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化など、子育て家庭や子供の育ちを取り巻く環境に対応するため、様々な課題や潜在的なニーズを踏まえ、子ども・子育て支援事業計画を策定し、出会いの場の創出、たけはらっこネウボラによる妊娠から出産までの切れ目のない支援、ニーズに応じた保育の提供、いじめ、不登校、虐待等への支援など、子ども・子育て支援の充実を図るとともに、総合的な子供の貧困対策に関する施策にも取り組んでまいりました。

御提言のありました子ども・若者計画の策定につきましては、全ての子ども・若者が自らの居場所を得て成長、活躍できる社会を目指し、乳幼児期から青年期までの30歳未満の子ども・若者を対象とした、不登校、ひきこもり、ニート、虐待、いじめ等の困難を有する者への支援計画であり、御紹介のあった芦屋市も含め、策定済みの県、市、町があることは承知しております。

本市におきましては、これまで各種個別計画の中で対応しているところであり、さらに今年度策定予定の第3次竹原市地域福祉計画の中で、不登校やひきこもり、ヤングケアラー、ひとり親家庭世帯など、困難を有する若者を含めた全ての方々の複雑、複合化した福祉ニーズに対応すべく、地域支え合いネットワークの構築を重点プロジェクトとして計画に盛り込むことにしております。

今後におきましては、これらの計画を基に重層的支援体制整備事業の推進を図る中で、子ども・若者、高齢者、障害者など、世代や属性にかかわらず相談を受け止めることができる包括的な支援体制の構築に向けた取組を進めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

議長（大川弘雄君） 教育長。

教育長（高田英弘君） 今田議員の質問にお答えいたします。

不登校児童生徒への対応についての御質問でございます。

本市における不登校児童生徒への対応につきましては、その人数が国や県と同様に増加傾向にある中、児童生徒が学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立することを目指せるよう、様々な取組を行っております。

具体的には、県教育委員会によりスペシャルサポートルームが設置され、2名の教職員の加配措置や、週2回の指導主事の学校訪問による生徒指導支援に係る指導助言を行っているほか、相談員が常駐している適応指導教室であるわかたけ教室を設置し、不登校及びその傾向にある児童生徒に対して学校適応及び自立を目指した指導支援等を行っており、学校での集団生活に困難を抱えている児童生徒が通い、学べる場所を提供しているところであります。

また、スクールソーシャルワーカーが関係教員と連携、協力をしながら、経済状況や生活環境に課題のある家庭を訪問し、把握した個々の家庭の状況に応じて、例えば家庭児童相談室など福祉関係機関を含めた関係団体等をコーディネートし、不登校児童生徒やその保護者等に対し多面的な支援体制を構築するなど、不登校の状況が解消されるよう努めております。

今後におきましても、不登校児童生徒が学校復帰はもとより、主体的に社会的自立に向かうよう、学校の役割に基づく取組を進めるとともに、個々の状況に応じて福祉をはじめとした関係機関等との連携を図るなど適切な支援に取り組み、子供たちが安心して学べる環境づくりを進めてまいります。

以上、答弁といたします。

議長（大川弘雄君） 2番今田佳男議員。

2番（今田佳男君） それでは、再質問させていただきたいと思います。

まず、1点目のひきこもり支援についてであります。答弁書の最初の段階で、地域共生社会実現への取組が求められている中、8050問題、ダブルケアをはじめとした複雑、複合化した要因などにより、社会から孤立している方々への支援については非常に重要なものであると認識しておりますという最初に御答弁いただいておりますので、これは前向きにいろんなことが進んでいくのではないかとというふうに期待をしております。

実態調査について伺いまして、昨年8月、民生児童委員さんに協力いただいて、79

人ですか、御協力いただいて実施していただいたと。2回一般質問でお願いして、最初調査してもらえませんかということで、1年たってなかったのもう一度質問させていただいて、去年の6月に再質問、2回目の質問をさせていただいて、8月にこういった形で調査をしていただいたということだと思います。

調査の結果であります、担当地区内にひきこもり傾向のある人がいると回答したのが民生児童委員さんが21人、そのうち家族等から相談を受けたのが2世帯、その他が41世帯、合計43世帯という調査の結果と。これが、高齢者を中心とした地域福祉活動を行う中で調査を実施しているということは、ここにもあるように、答弁にもあるように、若年層を含めた実態を正確に表している数値ではないということで、公表はしないということになっております。

ひきこもりの定義はいろいろありまして、厚生労働省の定義とそれから民間の団体等の定義が若干違うのですけれども、大体6か月以上おおむね家庭にとどまって、社会から孤立しているというふうな、大体こんな感じです。

私もどこかの何かの委員会での43とか40ぐらいの数字を聞いたことがあるので、私はひきこもりのことをいろんなところで相談や話をしたりしますから、43世帯、件数としては43世帯というふうに、40世帯ぐらいということで市民の方にお話しすると、びっくりする、そんなにたくさんおるのかというふうに驚かれる場合が多いのですね。ところが、さっき申し上げたように、これは高齢者を中心とした調査結果でありますので、若年層まで入れるともう実数はもっとはるかに多いのではないかというふうな不安とか懸念を持っております。

それで、この調査の結果で家族等から相談を受けたのが2世帯、その他が41世帯、その他の内容がこれは分かりづらいので比較はしにくいのですけれども、家族から相談を受けた件数が2世帯と非常に少ないと思うのですよね。これは、相談できる窓口ということについて分からないのではないかと、周知というか、ここに行ったら聞いてもらえますよというふうなことの情報が伝わっていないのではないかとことを思うのですが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） それでは、お答えいたします。

相談件数の内容でございました。

先ほども御答弁申し上げましたように、このたびの実態調査は、日々の高齢者を中心と

した地域福祉活動を行う中で、民生委員、児童委員の皆様方が把握されている件数を調査したものであります。そのうち、相談を受けたことのある件数につきましては、2件という結果でございました。ひきこもりという事象の性質から、全ての事案を把握するのは困難であります。潜在的にはそれ以上の事案があるものと推測しております。また、相談される方にとりましては、相談自体をちゅうちょされる方がいらっしゃいますが、あと相談窓口を知らないといった方も当然おられるだろうということも想定されるところであります。

このたびの調査結果につきましては、それだけで活用するのではなく、その他のアプローチから見える実態等、複合的に捉えて分析を行う中で、今後のひきこもりに関する取組を広く検討してまいります。

ひきこもりをはじめ、あらゆる問題を解決していくためには、相談窓口の認知度を高めていくことが重要であることから、広く市民に相談窓口を知っていただけるよう、自立支援機関など関係機関の協力を得ながら、より一層の周知に努め、相談体制の充実に努めてまいります。よろしく申し上げます。

議長（大川弘雄君） 2番今田佳男議員。

2番（今田佳男君） 相談窓口ということですね。御答弁の中にも、相談体制の構築が求められており、気軽に相談ができて、必要な情報を得ることができる相談窓口の確保が重要と、あわせて相談窓口相互の連携強化も必要であると、相談窓口という言葉が出てきて、ここにとにかく来ていただかないとどうにもならない。部長もちよつと言われましたけども、行くこと自体をちゅうちょされる方も実は結構おられて、来てください、来てください、ここは大丈夫ですよと言っても、なかなかそこまで行かない場合もまああります。私が知っている事例でもなかなかそういう事例もあると。

そういうふうな窓口等の強化を進めていただかなければいけないのですけれども、さきの質問書でも言いましたように、総社市の事例がありまして、ここも1回視察には行ったのですが、ここがちょっと進んでいまして、厚生労働省とは違う独自の定義をしまして、総社市のひきこもりの定義は、中学校卒業後であって、おおむね6か月以上社会から孤立している状態というふうなことで定義をされているそうです。

今の、ここは実態調査もされているのですけれども、大体ひきこもりの方の数字、169万人とか110万人とかという数字が出るのですけれども、これは推計を出して、推計値、パーセントを掛けて大体出しているということになっている。ふだんは家にいるが、

近所のコンビニなどには出かけるという方、それから自室からは出るが、家からは出ないという方、自室からほとんど出ないという方、ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のことだけは外出するという方のパーセントをそれぞれ出して、たしか5,000件を事例に取って、その件数でパーセントを出して、その人口に掛けて、今出ているのが総務省か、これは内閣府ですかね、今のひきこもりの推計ということで69万6,000人ですか、というふうな推計を出している。ただ、総社市の場合は、そうではなくって、統計学的に今の数値を使うのではなくって、平成28年、人口7万人弱の総社市に実際にどれぐらいのひきこもりの人がおられるかを調査したと。少なくとも207人の対象者がいることが分かったと。実際にやっているということですね。大体ひきこもりの話をしていると、今のパーセントの話が出て、大体これくらいというふうなことになるのですけれども、実際の数字をこうやって出している。

もう一つ、総社市の場合は、ここがポイントだと思うのですが、基礎自治体として役割と、その基礎自治体がひきこもり支援に取り組む意義というのがありまして、ちょっと長くなるのですが、「これらのひきこもり状態にある方は、本来であれば就労し、所得を得て、地域消費を支え、納税者となり得る可能性のある方です。これらの方が社会参加することで、経済の活性化につながることを期待できます。さらに、未来であれば、生きがいを見つけ、地域コミュニティの一員としてその主役になり得る方でもあります。地域に活力をもたらす大切な存在であると考えられます。このように、ひきこもりの状態像は行政にとって解決すべき重要な課題であることは明白です。ただし、ひきこもり支援の目標が全て就労というわけではないことは無論であります。このように、基礎自治体が身近な地域でひきこもりという課題へ挑戦し、当事者やその家族に寄り添い、根気強く支援し、社会参加への道を切り開いていくことに行政として全面的な支援を行っていくことは、極めて有意義であると考えられます。」という。これは意義ですね。こういう考え方でいろんな取組を今一生懸命やっておられると。現場に行ってみましたが、それ用の集まるところのスペースも設けられて、市役所と社協が隣同士になっていますから、連携が物すごくスムーズにいつているという話も聞いてきました。

このようなことをやっているのですけれども、今の調査等を踏まえて、このような、総社市のような取組が竹原市でもできるかどうか、できればやっていただけたらと思うのですが、この点どうでしょうか。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） お答えいたします。

先進事例につきましては、これまでもたくさん紹介していただいておりますので、内容については承知しているところであります。参考にすべきところは非常に多い一方で、事業展開をしていく上においては、ひきこもりという事象の性質上、他の関係団体との調整や期間、これは今まで以上に必要になるものと考えております。通常課題解決に向けての取組を展開していくためには、何よりも細やかな実態調査、分析、解決への方針策定等が求められることとなります。

内閣府のひきこもり実態調査結果から分かりますように、15歳から39歳までの若年層に加え、40歳から64歳までの青年層以降にもひきこもりの実態があり、長期化傾向にあることは浮き彫りとなっております。そうしたことから、今後必要に応じて全年齢層を対象とした調査を取り入れながら事業展開を検討していく必要があると考えております。

現在取り組んでおります重層的支援体制の整備事業の中で、課題解決として何が必要とされているのか、いただいた事例も参考の上、しっかりと検証していく中で、福祉最後のとりでと言われておりますひきこもり対策の本市にとっての望ましく、実現可能な体制を構築していきたいと考えております。

以上です。

議長（大川弘雄君） 2番今田佳男議員。

2番（今田佳男君） 聞いただけで、もう一回整理しないといけない。かなり前向きな御答弁をいただいたのではないかなというふうに私は今感じました。今後また今の御答弁を聞いてどういうふうに相談させていただくかということは、また相談していきたいと思っております。

それで、さっき申し上げたように、今現実にひきこもり、若年層の方もおられますけど、なられる方もおられる。家族が大体御苦労されているわけですけれども、今例えば今日すぐ、この一般質問を聞いて、どこか竹原でも相談に乗ってくれるところがあるらしいということで、どこか聞きたいと言ったら、以前私は質問して、議会だよりも表として出したのですが、竹原市の相談支援の窓口としては保健センター、社会福祉協議会、家庭児童相談室、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、また県の相談窓口としては広島ひきこもり相談支援センター、広島県西部東保健事務所というふうに、これは2年前の資料ですが、記憶しているのですが、これは変わりはないでしょうか。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 先ほど御質問いただきました施設につきましては、今も変わらず全く同じ状況であります。あとは、窓口業務等でも行いたいと考えておりますので、一旦は私たちの社会福祉課であるとか、そういったところに連絡をいただきましたら、それぞれの機関へつなげるということもやっていきたいと考えておりますので、本庁も加えていただければと考えております。

議長（大川弘雄君） 2番今田佳男議員。

2番（今田佳男君） そうですね。今部長の御答弁で、市の社会福祉のほうにも相談してくださいという御答弁だったと思います。そういうふうに相談窓口が広がって、明確化していくということは課題解決に一步でも進んでいくということになると思うので、お願いしたいと思います。

また、人材育成、相談体制の人材育成というのが、これが大変重要で、先ほど宇部市のコミュニティ、ふらっとコミュニティの話を質問書で出しましたけれども、見学させていただきましたけれども、10家族ぐらいの方が1か所に集いまして、この1か月にどんなことがあったかというのを、これを少しずつお話をされるのですけれども、1家族が大体20分ぐらいしゃべられる。それを支援される山口大学の教授がずうっと辛抱強く聞いて、少しでも変化があったら本当によかったですねということでみんな喜び合う、本当に私達が聞くとそんな小さなことでも喜ぶのかというふうな小さなことでも、本当に辛抱強く、9時から12時過ぎまで聞かせてもらいました。これが5組あるということで、毎月やられているということです。

いわゆる伴走型支援というのですけれども、家族を支援する。それが、本人へ直接支援というのは無理なので、取りあえず家族へ行くと、家族が出てくると、その後個人、本人へ行くと、その本人が出てくると、取りあえず出てくるところの居場所を支援すると、最後にもし可能であれば就労支援と。けども、いきなり引き籠もっておられる方が就労へということはまず考えられない。そうすると、莫大な時間と労力がかかる。それに対する対応する人材も育成をしていかないといけない。

KHJという全国ひきこもりの全国会がこの間ありまして、ここでもひきこもりの理解促進と支援力向上のための研修会とかというふうな計画をされたり、これは全国ひきこもり家族会連合会というところがやっているところです。こういうところでこういうふうな研修を開いたりとかというふうなことで、人材育成を進めていこうとされている。これは

必要なことだと思うのですが、こういうことはお願いできないでしょうか。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 人材育成に関する御質問でございます。

ひきこもりの状態にある本人や家族等を支援することにより、ひきこもりの状態にある本人の自立を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図るため、現在ひきこもり対策推進事業が展開されており、実施メニューとしてはひきこもり地域センター設置運営事業、ひきこもり支援に関わる人材の養成研修事業、市町村ひきこもりサポート事業等がございます。お尋ねの事業は、ひきこもりサポートセンター養成のほか、市町村職員やひきこもり支援関係機関従事者等に対し、知識及び技術を習得させる研修を実施するものであり、実施主体は都道府県または市町村ということになっております。現在本市が主体となった人材の養成研修事業を開始する予定はございませんが、広島県主催のひきこもりに関する研修会などについては、市職員が積極的に参加することとしております。まずは人づくりとして、行政や関連機関職員はもとより、実際にサポートしていただける方の養成を図ることが必要不可欠でございますので、あらゆる機会を捉えまして養成を行うことで、伴走型支援の取組を充実させていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 2番今田佳男議員。

2番（今田佳男君） 竹原市独自では難しいかも分からないけれども、職員さんをいろんなところへ研修に派遣して認知度を上げていくというような御答弁だったと思うので、これはぜひやっていただきたいと思います。やっぱりその知識がないとなかなか難しい。さっき言ったように、本当に辛抱強くやっていく必要があると。時々問題になるのは、窓口へ行くと窓口の人が2年ぐらいずっと替わって行って、相談していたのだけど担当者が替わって、またゼロからやり直しになると、その繰り返しで、窓口には行っても仕方がないから行かないとかというふうな事例があったりするという、これは非常に難しい問題がたくさんあると思います。ただ、やっぱりそういう人材がいないことには話にはならないので、そういった人材をどんどん育成するような方向で、今の御答弁に期待しておりますので、よろしくお願いします。

それから、日曜日に認知症の講演会があって、私も聞かせていただいたのですがけれども、質問書でもありましたように、豊明市のように講演会、研修会、こういうものを開催して、市民、さっきは職員さんという話がちょっとあったのですがけれども、市民の認知

度、理解を深めていただくような取組というか、こういうことは実施していただくようなことはないでしょうか。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 人材育成の御質問でございました。

先ほど来いろいろ御提言いただいておりますけども、対象者自体の特性はいろいろございますので、大変難しい作業になろうかと思えます。そういった中で、職員等、関係機関の方も含めて、対応できるようにしなければならないなということを感じております。今日における社会問題の解決や地域でのきめ細やかな相談支援体制づくりや支援を行っていただくサポーター養成の一方で、幅広い人材、人々への啓発も必要であると考えております。これまで様々な御提言をいただきましたが、これらの御提言も検証しながら、本市においてできることから少しずつ進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（大川弘雄君） 2番今田佳男議員。

2番（今田佳男君） 私は議員になってなりたての頃は認知症の講演会というのが非常に多くて、研究会とかというのがあって、ほとんど参加するようにしました。さっき申し上げたように、日曜日にもあったと。また、こういうひきこもりについてもそういったものがお願いできないかということは今申し上げているわけで、またよろしく御検討をいただきたいと思えます。

戻りますけれども、大臣メッセージが、質問書の中でも言いましたけれども、ここに最後の抜粋したものがあつたのですが、「ひきこもりの状態にある方やその御家族は、悩みや苦しみを抱え込む前に、生活困窮者支援の相談窓口やひきこもり地域支援センター、またひきこもり状態にある方が集う団体や家族会の扉をぜひたたいてください。国民の皆様におかれましては、あらゆる方々が孤立することなく、役割を持ちながら、共に暮らすことができる、真に力強い地域共生社会の実現に向けて御理解と御協力をお願いいたします。」と、これは大臣メッセージの一番最後の部分ですけれども、ここに私は集約されているような気はしています。ですから、いろんな取組は必要だと思うのですが、今後も少しずつになると思うのですが、事業のほうを進めていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

次に、教育委員会事務点検・評価報告書について質問をさせていただきます。

項目がたくさんあるのですが、重点施策の中である程度達成しているというのが、ほか

の施策は達成している、2点ほどある程度達成しているということで、少し控え目な評価になっている。それが、豊かな心の育成と健やかな体の育成と、この2点がある程度達成しているということで、控え目な御答弁、調査の報告になっているということで、その中で今の豊かな心の育成ということの中で、いわゆる不登校の問題に少し触れてあって、今回質問させていただきたいということをお願いしております。

不登校児童は増加傾向ということですが。全国的にも増加傾向と。国と県や同様に増加傾向。ただ、御答弁にあった、これも大事なことだと思うのですが、学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、単に学校に行けばいいと、登校すればいいというだけでなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すよう、様々な取組を行っております、今やっていますという御答弁で、目標がそういうふうな目標だということを確認にされているのだと思います。

御答弁の中に相談員が常駐している適応指導教室、わかたけ教室というのがあるのですが、ここの活動の状況、支援の状況というのが分かれば教えていただけますか。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） わかたけ教室に関する御質問でございますが、わかたけ教室につきましては、昨年までは教育相談室と呼びまして、不登校児童生徒を学校に復帰させることをまず第一の目的として設置しておりましたが、今年度からは学校適応及び社会的自立を目指す適応指導教室に転換した上で、わかたけ教室と名づけ、児童生徒の指導支援を行っているところでございます。

このわかたけ教室で行っている取組の内容でございますが、配置している教員OBである相談員が学業の遅れを取り戻すための学習指導を行うとともに、進路選択に向けた面談を行うなど、児童生徒が社会的自立に向かうよう支援や働きかけを行っているところでございます。現在、このわかたけ教室を利用しているのは中学生3名、小学生1名ということでございますが、こうした児童生徒が利用した際には、学校との緊密な連携の下、出席として取り扱っているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（大川弘雄君） 2番今田佳男議員。

2番（今田佳男君） いろんなことをやられているという中で、一つわかたけ教室というのが、今年度からですか、実施されていると。また、スクールソーシャルワーカーという言葉がまた出てきまして、スクールソーシャルワーカーは課題のある家庭を訪問というふうなことで活動していただいているという、これも御答弁にあるのですけれど

も、こちらの活動実態、どういうふうな活動をされていて、どんな状態か、こちらのほう
は教えていただけますか。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） スクールソーシャルワーカーの活動実態はという御
質問でございますが、本市におけるスクールソーシャルワーカーにつきましては1名配置
をしております。児童生徒が日常生活の中で抱える悩みや問題を関係機関と連携を図りな
がら解決のための支援を行うこと、そうしたことなどによって児童生徒が安心して過ごせ
る学校づくり、また地域づくりに向けて取組を進めているところでございます。

今年度の具体的な取組実績でございますが、9月末現在の状況で御説明を申し上げます
と、勤務日数41日のうち家庭訪問が20回、支援児童生徒との面談が9回、保護者との
面談が21回、福祉や医療などの関係機関との連携が34回というふうになっておりま
す。こうしたスクールソーシャルワーカーによる家庭訪問でございますとか、関係機関、
諸機関との連携などの取組によりまして、児童生徒を包括的に支援することができてお
り、実際に支援を行った児童生徒においては好転している事案が多いと、そのように報告
を受けております。

以上です。

議長（大川弘雄君） 2番今田佳男議員。

2番（今田佳男君） 積極的に活動していただいて、好転している事案も多いという、ま
あまあまいこといっているという御答弁だというふうに解釈をさせていただきます。

答弁書にはなかなか、こういうふうな感じなのですけれども、令和2年度児童生徒の間
題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要というのがホームページに
ありまして、文科省の資料としてありまして、この中で不登校は先ほど申し上げたように
増加傾向と、過去最高ということがまずあります。それから、長期の欠席の状況でいま
すと、小中学校における長期欠席者数は28万7,747人ということで、前年度より、
25万2,000人よりもかなり増えているというようなことで、新型コロナウイルスの
感染回避によるものはそのうち2万905人というふうな分析を文科省はしております。

もう少しこちらが私は気になるのですけれども、小中学校における不登校の状況につい
て、不登校の要因というのがあります。不登校の要因で、これは文科省の調査なのですけ
れども、小学校でいいますと学校に関わる状況、要因が14.8%、家庭に関わる状況が
20%、それから本人に関わる状況が60.3%、中学校でいいますと学校に関わる状況

が22.7%、家庭に関わる状況が13.6%、本人に関わる状況が58.9%と、文科省はこういうデータを取っています。

また、不登校児童生徒が学校内外で相談、指導等を受けた状況というのもあるのですけれども、相談を受けた、した児童生徒が全体で65.7%、前年度は70.4%ということで、こういう事例もあって、やっぱり今教育次長お答えになっているように何とかやろうということでもいろいろやっていただいている、改善というか、いいことも出ているという御答弁だったと思うのですけれども、今のような文科省の調査結果が出ていますけれども、これと比較して竹原市としては、竹原市の状況はこの点についてはどういう状況か、もし違うのであれば、こういったところに特徴がありますということがあれば、教えていただきたいと思います。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） 国の調査結果と本市の具体的な状況の異なる部分はどうかということの御質問でございますが、まず不登校児童生徒の人数については、冒頭の御答弁でもさせていただいたように、増加傾向にあります。それについては、国や県の増加状況と同じというふうな御答弁を申し上げさせていただいております。

長期欠席の状況でございますが、長期欠席については経済的理由、病気または新型コロナウイルス感染回避または不登校などの理由、そういったことによって年度間で30日以上登校しないこと、それを指しているわけでございますが、令和2年度におきましては、本市においては経済的理由でございますとか新型コロナウイルス感染回避のために長期欠席をした児童生徒はおりません。ただ、不登校の人数が増えているということもあって、全体総数は多少押し上げぎみになっているというふうに認識しております。

不登校の要因でございますが、国の調査におきましては、先ほど御紹介いただきましたように、いろんな事情がある中で家庭の事情とか本人の都合とかいろいろあるのですけれど、国の調査結果としては、不登校となった主たる要因については無気力、不安また生活リズムの乱れ、遊び、非行、そういったものが上位となっておりますけど、本市においても同じような傾向が見られます。具体的に申し上げますと、最も高い割合でありましたのが無気力、不安というのが36.8%、続いて高いのが生活リズムの乱れ、遊び、非行、その21%となっております。ただし、基本的に不登校となる要因につきましては、例えば学業の不振でございますとか友人関係、家庭環境などが様々に絡み合っている、そういった事案も多くあると考えております。その解決に向けては、児童生徒個々の状況に応

じたきめ細かい支援に取り組む必要があると考えておりますので、そのように今後も取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

議長（大川弘雄君） 2番今田佳男議員。

2番（今田佳男君） 単純でないということで、いろんな要因が重なっていきますね。どんどんどんどん時間がたてばそれが悪化するということ。さっきひきこもりのところでもありましたけど、長期になれば長期になるほど解決が難しくなるということがあると思います。

さっきの調査結果の概要の一番最後に調査結果を踏まえた文部科学省の主な取組というのがありまして、課題の早期発見や支援のための教育相談支援体制の充実というのがまずあります。ここにはスクールカウンセラーの配置充実それからスクールソーシャルワーカーの配置充実ということで、早期発見のためにこういうことを充実していく、予算なんかの絡みが出てくるのだと思うのですが、この点、このことについて竹原市で積極的に取り組まれるという御予定はないですか。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） スクールカウンセラーまたはスクールソーシャルワーカーの配置充実についてでございますが、本市においては、まず先ほどスクールソーシャルワーカーの配置については御説明をさせていただいて、活動の内容も御答弁させていただきましたが、スクールカウンセラーについては各中学校区にそれぞれ1名ずつ配置をしております。不登校の児童生徒に限らず、悩みを持つ子供たちの心のケアを行うことで、安心して通える学校づくりの一翼を担っていただいているところでございます。このスクールソーシャルワーカーとこのカウンセラーの配置充実につきましては、適切な人材確保ですとか、先ほど議員さんもおっしゃられたように予算面での課題もございまして、市独自の配置というのはなかなか難しいと考えておりますが、市内各学校の状況をしっかり把握して、その状況に応じながらしっかり県のほうに配置の要望をしてまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

議長（大川弘雄君） 2番今田佳男議員。

2番（今田佳男君） これは、文部科学省がこういうふうな取組ということで、早期発見でということで、今県と相談とかということで、できるだけ進めていきたいという御答弁

だったと思いますので、その点はぜひとも積極的に進めていただくようお願いしたいと思えます。

また、不登校児童生徒の支援の充実ということで、不登校児童生徒に対する支援推進事業それから校内支援体制の充実促進、不登校特例校の設置促進という、こういうことも主な取組の中に事例として文科省さんは挙げておられます。この中には民間団体との連携とかいろいろアウトリーチというふうな言葉も使われているのですが、この点については今後どのようにお考えでしょうか。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） 民間団体等との連携促進でございますとか、アウトリーチ型支援の充実が必要ではないかという御提言だと思いますが、不登校児童生徒に対する支援につきましては、その個々の児童生徒における不登校となった要因でございますとか本人または家族の意識など、状況が非常に多様であるということから、解決に向けては様々な支援のための仕組み、それがより多くあることが望ましいと考えております。そのためには、民間団体等との連携というのも一つの有効な手段ではないかと、そのように認識しております。連携を図る場合においては、不登校児童生徒の社会的自立に向けて何をしてもらうのが、それが重要であると考えておりますので、役割を明確にした上で効果的な取組となるよう進める必要があると、そのように考えております。

また、アウトリーチ型支援、いわゆる訪問しての支援でございますが、これにつきましても児童生徒と社会のつながりを維持するためにも有効な取組ではないかと、そのように考えております。その個々の児童生徒の状況、必要性に応じまして、アウトリーチ型支援が有効な取組であると、そのように判断された場合には、児童生徒宅に訪問して、児童生徒本人はもとより、保護者等に対しても寄り添うことによって、信頼関係を深め、抱える心の問題を少しでも解きほぐすなど、効果的な支援につながるよう進める必要があると、そのように考えております。

様々な取組、提言等いただきましたが、いずれにいたしましても児童生徒の不登校に対しましてはこれを行えばすぐに改善すると、そういった特効薬的な取組はございませんので、児童生徒の個々の状況に応じた対応や受皿を用意するとともに、社会的な自立に向けて、様々な取組を組み合わせることなどによって効果ある支援を行ってまいりたいと、そのように考えております。

議長（大川弘雄君） 2番今田佳男議員。

2番（今田佳男君） 今後もいろんな事業を取り入れて、解決に向かってやっていただけるといふ前向きな御答弁というふうには解釈をさせていただきたいと思っております。

それで、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律、長い条文、長い法律名ですけれども、というのが平成28年ですか、策定されて、この中で基本理念というのがありまして、第3条の基本理念が「全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。」と、これが基本理念であります。第5条は、地方公共団体の責務という形になっていて、「地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、教育機会の確保等に関する施策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」という、こういった法律も策定をされております。

話が最初に戻りますけれども、教育委員会事務点検・評価報告書が今年の令和2年度、報告も受けましたけれども、重点的な施策の中で2点ほど多少控え目な評価があるということを取り上げて今回質問をさせていただきました。

最後に、教育長に御答弁いただきたいと思うのですが、愛知県弥富市では学校内で非常に悲しい事件が起きました。現在の子供たちを取り巻く環境は、非常に複雑で分かりにくい、分かりにくいことも多い。そういった中で子供たちが安心して学べる環境づくりを進めるには、何が、どのようなことが、何をすればいいのかということをお考えをお聞かせいただいて、私の質問を終わりたいと思っております。

議長（大川弘雄君） 教育長。

教育長（高田英弘君） 今、今田議員のほうから複雑で分かりにくいというような御指摘がありましたけれども、まさに子供に関わる我々にしましても、教職員にしましても、保護者の皆さんにしましても、そういうことを感じられることが毎日のことだと思うわけでありまして。子供を取り巻く今日の環境というのは、1つには情報技術の飛躍的な進化等を背景にして、多様な主体が速いスピードで相互に影響し合っていて、そして1つの出来事が広範囲にそして複雑に伝播をしていく、よって先を見通すことがなかなかできない、そういう状況であると思っております。こういった中で、学校や教職員の皆さんはこれまでに学校としても、自分自身としても経験したことのないような環境の中で、子供たちに対する関わりを

懸命に模索しながら取り組んでいるのが現実であるというふうに私は捉えています。こういった中で、今ございましたこのたびの弥富市での事件が発生し、1人の中学生のかけがえのない命が失われたということは大変悲しく大きなショックであります。また、2人の中学生の間にどのような心象が行き来していたのか、そしてあのような事件へつながったのかということは現段階では明らかにはなっておりませんが、こういったこの時期の子供たちの心理面のことなども大人としてしっかりと踏まえながら、一人一人の子供たちに丁寧に向き合っていくことが大切であるということを改めて今私は感じているところであります。

こういった中、不登校児童生徒への支援につきましては、先ほど壇上でも答弁をいたしました。学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、子供たち自らが自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立をすることを目指せるように、一人一人の個々の状況を的確に把握いたしまして、それぞれの状況に応じて様々な関係機関と連携して取り組むことが必要である、こういうふうに考えております。そういった意味におきまして、不登校は心の問題のみならず進路の問題である。こういう認識に立ちまして、進路形成に資する学習支援でありますとか、情報提供等を積極的に行うことが重要であるという認識を持っております。

前半部分の議論とも重なるかと思えますけれども、これは全ての子供たちについて言えることですが、学校は子供たちを預かっている期間に直接の責任を負います。しかし、子供たちの一生を考えれば、肝腎なのはむしろ学校を離れた後も自分でやっていける力やエネルギーや可能性の種を培うことではないでしょうか。教職員はいつまでもそばにはいません。子供たちはやがて手の届かないところに行きます。教職員がそばにいらなくても前に進んでいけるように、誘惑をはね返せるように、誰かに相談したり助けを求めたりできるように、そういうことを自分でできる力こそがその子の生涯の助けになる、こういうふうに思うわけでありまして。こういう気概を持ちまして、様々な関係機関と連携をするとともに、必要な場合は新たな機関とつなぐことも通しまして、社会的自立に必要な資質能力の育成を行いながら、一人一人の子供の幸せにつながるようにしっかりとした支援をしてまいりたい、こういうふうに考えております。

また、既に不登校の子供やあるいは教室に行きづらく別室で学習している子供が端末を利用いたしまして、オンラインで授業に参加することも実証的に行っております。今後も、デジタル技術の効果的な活用も含めて、今申しましたような全ての子供たちが安心して

て学べる環境の構築に向けて懸命に取り組んでいきたいと、こういうふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（大川弘雄君） 以上をもって2番今田佳男議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により、午後2時20分まで休憩とします。

午後2時04分 休憩

午後2時20分 再開

議長（大川弘雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

質問順位3番、宇野武則議員の登壇を許します。

13番（宇野武則君） それでは、通告に従って一般質問を行ってまいります。

市長公約の取組について伺います。

市長は市長選挙時発行の会報で、「住みやすさへの挑戦～元気な竹原市～」市職員として31年、市幹部として10年、トップリーダーの立場で国、県、近隣市町村とのパイプを強め、市民の声を聞きながら元気な竹原市の推進を訴え、多くの市民の期待によって市職員出身初の市長として当選されました。国、県との関係については、近隣市長はそれぞれの市で取り組む事業計画書を持参して国・県へ出向くと伺っている。特に、選挙区外の市長さんは毎年、地元、寺田事務所に計画書を提出されていると伺っている。今榮市長の国・県への出向記事が中国新聞の市長往来に記載されていますが、毎回訪問部署は多いが、時間的には分刻みの記事が多く見受けられるのであります。市長は市発展のためいろいろ努力し、取り組んでこられたとの認識はあるかも分かりませんが、市民の多くは実感として理解されている方は少数だと思いますが、市長の御見解を伺います。

次に、活かすまちづくりとして4分割で政策発表をされておりますが、内容は裏づけとなるものが皆無であり、文書の羅列としか理解できませんが、そのうち数点について抜粋しお伺いいたします。

人を活かすのうち、頑張る団体との連携支援と市内外からの応援団を募集、組織化する2点について、市長はどのように取り組まれたのか、評価と併せてお伺いいたします。

次に、市民の声を活かす。公共施設の再整備に市民の声を活かす図書館、市民館、福祉会館等とありますが、福祉会館は前市長時代の解体計画から4年を経て、現在解体工事が進められております。解体後の跡地利用については、当初は10年間更地としての話が一

方通行で語られておりましたが、私は一般質問後、東京に確認いたしましたところ、市が有効に使用する場合は国は許可との回答をいただいておりますが、その他池田総理の銅像についてはいろいろな意見もあり、市長は市民の声を聞き、一日も早く方向性を示すべきだと思いますが、市長の御見解を伺います。

重点6項目について伺います。

魅力の発信、交流、観光人口150万人計画については、30年7月豪雨、その後の新型コロナウイルス感染症等の発症により、観光客激減により目標達成は困難と理解いたしておりますが、かんぼの宿も被災されたが、新着任の総支配人、従業員の皆さんは営業再開の夢を持って、毎日流入した土砂排出に懸命の努力をされておられました。私も、何度も現地を訪問、支配人とも何度も話す機会もありました。当時は皆さん、再開を確信されておられたのであります。

市長は、かんぼの宿被災4か月後に本社を訪問と伺っているが、本社でどなたと会い、どのような交渉をされたのか伺います。かんぼの宿は、年間来館者13万人、宿泊客約3万人、その他入湯税やたばこ消費税、地元農産物の使用や雇用等々、市には観光経済面においてかけがえのない施設であります。市長の責任は大きいものがあると思いますが、市長は今後どのように取り組まれるか、御見解を伺います。

次に、老朽化した公共施設の整備について伺います。

市役所庁舎移転や施設跡地の利用計画については、吉田前市長と商工会議所山本会頭間で長年協議、平成29年8月に大筋合意されたのであります。市長は、庁舎移転は公約として発表されております。市長は、商工会議所関係者に対して、自らどのような説明をされ理解をいただいたのか分かりませんが、一般論からは前任者の合意案を凍結や見直しの場合、新案を表明すべきだと思うが、市長の合意案、凍結の理由について改めて伺います。

次に、産業の活性化について伺います。

就業支援の強化については、現在本市で操業しているどのような企業が対象になるのか、支援の強化の内容はどのようなものか、ブランド化の支援についてはどの課が担当し、支援策は確立されているのか、販路の拡大は一体的なものと思うが、市長就任後、どのような体制で公約実現をされたと認識されているのか伺います。

最後に、行政機能の活性化について伺います。

適正な人事で職員のやる気の喚起と人材育成の推進については、市長の専権事項と承知

はいたしておりますが、人事は行政運営の中核をなすものであります。私は小坂隆元市長の就任前、就任後も元市長の政治姿勢を近くで見てきた者として、元市長は職員の勤務については非常に気配りをされていたことが強く印象に残っております。元市長は就任3年で亡くなられましたが、当時の竹下知事、池田代議士との厚い信頼関係によって多くの主要事業を進めてこられました。この原動力となったのが各課の課長さんを中心に一般職員の皆さんの誠実さと使命感によるものだと思っております。今榮市長と職員間の関係については、市長の専権事項でありますので発言は差し控えますが、市長改選も間近であります。どなたが市長に就任されても、竹原市、市民のために各種事業についてはスピード感を持って市民のための政治を行っていただくことを強く希望し、壇上での質問を終わります。

答弁次第では、自席で再質問させていただきます。

議長（大川弘雄君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 宇野議員の質問にお答えいたします。

私は、元気な竹原市の実現に向け、市職員としての経験やこれまで培った人脈を生かし、市のトップリーダーとして市民の皆様の声を聞きながら、竹原市の持つ歴史・文化・自然・人などを大切な資源と捉え、これらを最大限活用する活かすまちづくりを推進するため、平成29年12月の市長選挙に立候補し、多くの市民の皆様の信任を賜り、市政のかじ取り役を担ってまいりました。

市長就任後は、まず本市のまちづくりの方向を市民の皆様にお示すべく、平成31年4月からの10年間を計画期間とする第6次竹原市総合計画の策定に着手いたしました。

そうした中発生した平成30年7月豪雨災害では、多くの市民が被災し、市内全域で道路や河川などが甚大な被害を受けたことから、市民生活の再建、公共施設の復旧などを最優先事項とし、全力で災害からの復興に取り組んできたところであります。

さらには、令和2年2月に国内で初めての新型コロナウイルス感染者が確認された後、全国に感染が拡大し、数次にわたって緊急事態宣言が発出されるなどにより、市民生活への様々な制約や市内経済への多大な影響が生じたことから、感染拡大の防止と経済の立て直しにも直ちに取り組まなければならない状況となりました。

こうした災害復旧や感染症対策には多大な経費を要するため、財政面においては有利な財源の確保に向けて、すぐに国、県、市長会などの関係機関へ市議会とも連携して要望活

動を行うとともに、私自身が市のトップとしてこれまで築いてきた人脈などを通じて要望や提案を行っております。

こうした活動の積み重ねにより、国や県の補助金といった有利な財源が確保でき、災害復旧・復興事業並びに影響を受けた事業者支援のための消費喚起対策や市民等への経済的支援を行うなど、市民の皆様が早期に通常の生活を取り戻していただけるよう、鋭意取組を進めているところであります。

一方で、まちづくりを進める上での基盤となる財政の健全化という喫緊の課題に対しては、竹原市の将来を見据えた上で、例えば庁舎移転計画の実施見送りや職員等の給与カット、事務事業の見直しといった厳しい判断をし、市民の皆様の御理解と御協力を得ながら着実に実行した結果、財政状況に改善の兆しが見え始めており、将来の行財政運営に一定のめどがついたと認識しております。

次に、活かすまちづくりにつきましては、本市は町並み保存地区や伝統行事などの歴史・文化、穏やかな瀬戸内の自然、地域で活躍される人々などを有しており、それらを大事な財産と捉え、一つ一つを生かしながらまちづくりを推進することで、生まれてよかった、住んでみたい、住んでよかったと思える元気な竹原市が実現できると考えております。

このうち、人を活かすについては、市内には年齢、性別を問わず様々に活動、活躍されている個人や団体が存在しており、こうした方々の活動を支援するとともに、市政運営に対して御理解と御協力をいただくことで竹原市は発展してまいりました。少子高齢、人口減少が進む中においては、これまで以上に人と人とのつながりや支え合いが重要になってくるものと認識しております。

こうした中、例えば市内の若手経営者を中心に組織される一般社団法人竹原青年会議所と竹原商工会議所青年部が合同で実施するたけはら元気プロジェクトでは、本市の将来について、福祉、教育、産業、建設など様々な角度から意見交換がされ、本市へ提言いただくとともに、平成30年7月豪雨災害発生時には被災した本市を元気づけようと自らが中心となり、率先して復興イベントを開催していただき、現在も本市のプロモーション活動に連携、協力いただいております。

また、市内外からの応援団の募集と組織化については、本市出身者をはじめ竹原に興味を持っていただいた方や観光で訪れた方などに対し、繰り返し本市と関わりを持っていただけるよう、竹原が好きで竹原を応援したいという人が集うたけはらファンクラブを立ち

上げ、本年10月末現在で、個人で958人、法人で25団体の皆様に加入いただいております。

このように、市内の各種団体との連携並びに市外の企業及び大学との包括連携、市内外からの応援団の組織化についてはおおむね実現できているものと考えております。

今後は、例えば市外在住のファンクラブ会員が実際に本市を訪れて地域や住民と関わり、交流する取組のほか、地元の各種団体や包括連携を締結した企業及び大学の協力も得ながら様々な形で地元住民との交流を図ることで、関係人口や交流人口のさらなる拡大を図ってまいりたいと考えております。

次に、旧福社会館の解体と跡地の活用につきましては、平成30年7月豪雨災害からの早期復旧や財政健全化の取組を優先するため解体工事に着手できない状態が続いておりましたが、施設の解体と緑地広場の整備を一体とした有利な財源の確保が図られたため、本年第1回定例会において補正予算を議決いただき、現在工事を進めているところであります。

跡地の活用については、池田勇人内閣総理大臣の銅像や周辺のゆかりの樹木等と一体的に緑地広場を整備することで郷土の偉人を永く後世に語り継いでいくとともに、市民憩いの場として活用していただけるものと考えております。

次に、かんぼの宿竹原につきましては、平成30年7月豪雨災害により甚大な被害を受けたため被災直後から休業され、平成31年4月1日から休館となっております。

かんぼの宿竹原は本市の観光資源である湯坂温泉郷の主要施設であり、本市の観光振興、地域経済及び雇用などに重要な役割を果たされている施設であったことから、本市では被災後、私と副市長が株式会社日本郵政本社への訪問や市役所に来庁された機会を捉えて執行役員及び企画役にお会いし、早期の事業再開等の要望を数次にわたり行ってきました。令和元年12月20日の閉館後も日本郵政株式会社とは全国の閉館したかんぼの宿と同様に事業承継等の取扱いについて協議を行っており、今後も温泉宿泊施設として事業承継され、運営が再開されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、庁舎移転に向けた取組につきましては、平成30年7月豪雨災害からの早期復旧と財政健全化の取組を優先するため事業着手を見送ったものであり、こうした状況を受け、竹原商工会議所と平成29年8月に締結した覚書についても令和元年9月に両者の合意により解除しております。

その後、事業推進に向けて本地域から選出されております国会議員及び県議会議員の御

支援や、私自身も関係各所へ要望活動を行うなどにより非常に有利な財源となる地方債、緊急防災・減災事業債の活用につなげることができたものであります。

また、竹原商工会議所におかれましても、常議員会において事務所移転の方向性を決議されるとともに、検討委員会を立ち上げ、現在移転先や移転費用について検討を進められていることから、本市においても今定例会に設計業務に係る補正予算案を上程させていただいたところであります。こうしたことから、庁舎移転に向けた道筋をつけることができたものと考えておりますので、引き続き関係する広島県や竹原商工会議所と緊密に連携を図りながら、早期に庁舎移転を完了できるよう鋭意取り組んでまいります。

次に、産業の活性化につきましては、平成31年3月に策定した第6次竹原市総合計画において、10年後の目標像を「様々な仕事に挑戦できる元気な産業が育ち、活気に満ちている」とし、創業支援や企業誘致の推進、農業の担い手の育成、6次産業化と流通販売促進等に取り組んでいるところであります。

就業支援につきましては、サテライトオフィス等誘致促進助成事業や空き店舗等改修補助事業などにより、市内で新たに事務所を開設する事業者や起業家等に対して支援を行うとともに、新たに就農を考えている若者と新たな担い手を求めている農地所有者等をマッチングするなど若者の新規就農を支援しており、新たな事業者や若い新規就農者等が生まれております。

また、竹原市雇用対策協議会を通じて、ハローワーク竹原、経済団体などと連携し、全ての求職者を対象に、竹原地域の企業や医療・福祉分野の事業所などの参加による集団就職説明会の開催など雇用の確保と雇用のミスマッチの解消に努めるとともに、ふるさと就職登録制度の充実や広島県及び県内各市町との連携により、UIJターン就職や地元就職を促進しているところであります。

竹原製品のブランド化、販路拡大については、竹原市郷土産業振興館を中心として農林水産物を活用した商品開発等を促進するとともに、製品の付加価値化と販路拡大を図っているところであります。

また、地域おこし協力隊を活用し、田万里、仁賀地区を中心に農産物の魅力発信や商品開発、販売、ブランド化等も推進しており、今後も産業の活性化に向けて広島県や関係機関等と連携し取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） それでは、前後しますが、ちょっと物が物なので、庁舎移転のほうから再質問させていただきたいと思います。

壇上でも申し上げましたように、これは前市長時代に商工会議所会頭との間で大筋合意されたものでありますが、今榮市長就任後、令和元年9月に答弁では両者合意とあるが、市の財政問題が主たる原因と推察されますが、市長会報で作成に当たり、市の財政についてはどこまで把握されておられたのか、改めて市長にお伺いします。

議長（大川弘雄君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 当時の財政状況につきましては、私は退職して1年目でありますのでその年度の状況については承知はしておりませんが、それまでの間の、例えば基金残高の減少であるとかそういうことについては承知をしております。ただ、全体の財政運営また事業計画における歳出歳入のバランス等については、その時点では承知をしておりません。ただ、大変厳しい財政状況という認識は持っておりましたし、庁舎移転問題に関しましては長年の懸案課題であるという認識も私も持っておりましたので、その点について推進をすべく政策のイメージとして掲げさせていただいたというものでございます。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） 市長も長く役所におられたので、おおよその財政問題は把握されていたのだろうということでお伺いしたわけでありまして。そうすると、建設を財政の厳しい中でこうですよということを一般的には普通だろうと思うのですが。そういうことで、市長の答弁は1年数か月の間に財政の推移というものは全般的には把握できなかったというお答えでありますので、現在に至ってはそれは了といたします。

本年9月26日、中国新聞朝刊で「竹原商工会議所事務所移転先、創建ホーム社屋を検討」と大きく報じられたところであります。多くの市民は移転決定と認識されている方も多いが、会議では様々な意見が噴出し結論に至らなかった。その後、8名による検討委員会が設置され、年度をめどに結論を出す予定とされたが現状は相当厳しいと伺っているが、市長は会議の現状をどのように把握され、今後どのように取り組んでいかれるのか、市長の御見解をお伺いいたします。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） お答えいたします。

9月の新聞報道に関連する内容でございまして、商工会議所さんのほうでは、議員のほうから今ございましたように、新聞報道のとおり庁舎移転の方向性について決められたと

いうことでございます。その際に、委員会を設けられて審議をされているということでございます。方向性を定められた後、今移転先を含めましての検討ということでございます。確かにおっしゃるように、複数回もう開催されておりまして、その中では一定にまだ結論は出ていないとお聞きしておりますが、ただ方向性を定められた上で鋭意その取組についての協議がされていると、このように認識しております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） さきの質問でありましたように、恐らく竹原市の財政がもたないということで竹原のほうから凍結のお願いをされたのだろうというふうに思いますよ。商工会議所のほうの凍結の理由は何もないのだから。ということからいうと、今回設計業務に関わる補正予算の提出が予定されておりますが、私はもうちょっと相手の立場を尊重して、検討委員会には検討委員会は関係なしに竹原市は前へ進めるのだというような印象を与えますので、やっぱりそれは行政の取るべき道ではないと思います。

それから、私もこの問題をずっと情報収集をしているのです。だから、そう簡単にはいかないのです。設計業務についてはある程度の見込みが立たないと。これ平成元年にできた下水道の基本設計なのですが、これ往生したことがあるのよ、ちぐはぐになって。国が平成8年にこの計画書は自然消滅だということになった。そこらもやっぱり慎重にやっておかないと、それは池田代議士から当時相当厳しく言われた。8年までに宇野さん、土地を確定しないと事業は自然消滅だということと言われて慌てて竹原工業にお願いした、私は経験がありますので。当時は丸山社長が非常に理解があって、竹原市の法人会の会長なんかもやっておられたので、10年社長をやられたからすぐ本社へ行って話をつけていただいたという経緯がありまして、やっぱり物事はいろいろ順序があるのです。そういう点で、今回のちょっと拙速過ぎるのではないかという思いがあるのですが、その点について、市長、どうなのですか。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） お答えいたします。

今回、補正予算で設計委託料を上げさせていただいております。平成30年7月豪雨災害後、庁舎移転については実施を見送っていたというのは議員のほうからも先ほどお話がございました。その後におきまして、今年の3月に市長が議会のほうでも、また商工会議所の議員総会のほうでも、有利な起債である緊急防災・減災事業債の見通しが立ったとい

うことも踏まえまして、財源の確保が今まで大変な課題であったと思っております。そういった有利な起債の見込みが立ったことと、我々としまして今年度に入りまして商工会議所とお話をする中で、商工会議所さんのほうも市への協力というのがある中で移転先を様々考える中で、現在検討されているということでございますので、その点は御理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） 商工会議所の思いは違うのです。それはちょっと儀礼的なものなのです。実際、本来詰めの段階はやっぱりトップ同士がやらないとこういうようになる。市長はほとんど直接行っておられないでしょう。向こうは不満がある、商工会議所は。だから、あなたらが受けた感覚と商工会議所は違うのよ。それはまあ市だから私のような物の言い方はしないでしょよ、向こうは。それだからね、違うのよやっぱり、よそへ流れる内容というのは全然違う。だから、相手がある場合は相当慎重にやらないといけないのよ、大きな事業だから。

それから、ついでにお伺いしますが、設計に関わる予算については、いつ何社によって積算をされたのか伺います。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 今回の補正予算につきましては1億5,000万円を計上しておりますが、これまでの経過を踏まえましての額ということで、あくまで、先ほど起債の話もございましたが、起債申請に合わせて予算的な裏づけというのが大きなものでございますので、当然今回補正予算とともに令和4年度、来年度に繰越しをしておりますので、最終的には来年度において速やかに決定をしたいと思っております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） 何社が積算したのか、私はどうして言っているかといったら、この金額の後に何十億円という金がつくのよ。要するに、庁舎移転の費用が全体のものを積算するわけだから。しかし、最低でもやっぱり3社ぐらいに相見積りを取って出さないと、もうちょっと言ったらこのままずっと横へ行く場合もある。かつてそういう経験があるのよ、元市長の時代も、いくらでもあるのよ。ただ、私は法的手段は取れなかった。1年以上過ぎたから監査請求もできないし。これ、やっぱり慎重にやらないと。私は、今相

見積りを取ったのが何社かというお伺いをしたのですが、1社でしょう。1社なら問題があるのよ。もうちょっと言うと、そのままさっといくと法的問題も出てくるので。だから、そこらはあと乗っかかるのが大きな何十億円という仕事だから、最低でも3社ぐらいに相見積りを取って議会へ出さないと、議会がそのままさっといくと、今言ったようにこれ違法議決だったのよ。違法議決で平成7年に国から予算がついて、清算事業団と委託契約を8億6,000万円で結んだ。しょうがないから裁判して浄化センターの施設替えという理由でやったのよ。違法議決だということを表へ出せなかったのよ、私は。しかし、国税法とか地方自治法に違反したのは間違いない、県がすぐ来たのだから。違法よ、宇野さんと言って。

だから、こういう問題は長期に事業がかかるわけだから、慎重には慎重にやっていかないと、あっと驚くようなことがないようにしないと市民に迷惑がかかるから、そこらを私が言っている。だから、国へどっちにしてもこれ予算を申請するわけですが、私は来年の3月で終わる3年時限立法だというようなお話を聞いていたので、それで慌てたのかなと思って財政課長のところに行ったのです。どうなっているのかと言って、これは来年の3月で切れるのかと言って。いや、5年間期間延長ですと言った。延長なら慌てることはないではないかと言ったのだがね。それで私は納得しないのよ。そして、ほかのところへ行ったのよ、国のほうへ。そうすると、今年中に申請しておけば来年の3月の期限が切れても事業は延長されます、こういう回答だった。どっちが本当なのですか。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 起債の関係でございますが、確かに事業年度としては令和2年度で一旦この起債は終了いたしました。令和3年度以降7年度までの事業期間でございます。ただ、今回起債申請いたしましたのは、地元の国会議員また県会議員のお力もいただきまして、令和3年度の起債として活用できるという見込みということで出しております。議員のほうからの見積りの関係とか、今後多額の経費が見込まれるというのは我々も十分認識をいたしております。そういった意味も踏まえまして、慎重に取り扱うというのは当然でございますので、その点は鋭意努めてまいります。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） これはそう慌てる問題ではないのです。だから、今言うように申請して受理されておれば来年度、その間に償還はどうなるのか、総額はどうか、今言った

ように正式な相見積りを取って、こういう案とこういう案が、こうしたらこういう案があるのです。こうしたらこういう額になるのですというようなものももうちょっと、おたくら議会へ丁寧に説明しないと、それは今こういうことがだらだらだらだら来るような環境になっているというように思うのですが。やっぱり、お互いに、市長は執行権者で予算も人事権も、あなた、専権事項だから。だから、我々はそれを出されたものをチェックして議決して市民に知らせる責任がありますから、市民の代弁者だから、我々は、法的には。だから、そこらを含めてもうちょっと慎重にやる癖をつけないと、文書を書いて出せばはい賛成よというわけにはいかないのよ、これは公金だから。だから、行き詰まらないように、どれぐらいの償還をする、何年でやるのだと、この事業の内容はこうだと。一応下水なんかは30年になっているでしょう、目安が。だから、そういうものをオープンにして、国だ国だと言うのなら、国のどういうところのどういうようなところからこういう情報をもたらしたのだと、秘密にすることはないのだから、私が今言ったように。この下水なんか、私は考えたのだがね、何で、小坂のおやじが下水なんか一遍も言ったことはないのに、どうしてかと言ったらあれ、最終的に私の結論は区画整理をやり出して、恐らく水路の問題が出たのだろうと思うので、全部小さい水路を潰すのでね、田だったから。そこへ併せて公共下水も含めたのだろう。それを一生懸命就任後に言われて、池田さんが大変苦労したとって私に言ったことがあるのです、しょっぱな。おやじに言われて、宇野さん、大変苦労したのだから、これ没にするようだったら竹原市は何にもないよと言われた。平成2年に防衛大臣になって3年に竹原へ来たのだ、現地を見に行きたいと、飯を食おうと電話がかかってきて。そういう経験がいろいろ私はあるので。

だから、議会へはやっぱり全体計画をしっかりと示して、あるいはそれを市民もある程度納得してくれて、それは一部の市民やなんかはあそこらへ移転しなくてもいいじゃないかなんて言う者もおるし。今回、市長選でも四者四様でしょう。建てるという者もおる。今のある施設を分割して生かすと言う人もおるし、市長は現状の移転だよ。だから、もうちょっと行政と議会と腹を割って話す関係を醸成していかないと、いつまでもがさがさがさがしたような関係になる。もう一つ例を言うと、小坂隆さん、大本辰雄さん、あの頃30人、議会定数が。双壁だったのよ、議会の。しかし、一方は小坂市長は市長になった。全部大本さんに先に説明に来ていた。それで、大本さんが議会をまとめて。大本辰雄さんというのはそういう力があったのよ。毎日法律の本を見ていた、印象に残っているのですがね。だから、私ら一般質問を初めてやった折も大本さんのところへどうでしたかと

いってお伺いに行ったのだから。そのぐらい信頼があった人なので、法律的には。だから、それが車の両輪と言われるゆえんなのです。だから、もうちょっと腹を割って。総務部長さんにもタベお電話もらったのですが、私が寝る前で答弁のすり合わせはできなかったのだが。昔は早くから来ていたのよ、すり合わせに。それで、摩擦部分がある程度縮小して、お互いにここまでよかろう、こういうふうにやろうとって提案者と議会が話をしていた。それがやっぱり市民のためなのです。市政の発展のもとなのと私は思っているのです。だから、私はここで議論するものについてはかなり厳しくいきますよ。それは市民の税金がここで決まるのだから、よくても、悪くても。そういう思いでありますので、市長、その点について。市長が言えなかったら副市長でも、どうです。

議長（大川弘雄君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 会議所とのいろんな意見交換ができていなかったのではないかという話ですけれども、そんなことはありません。しっかり会頭ともこの上程に関しては直接会い、また電話でも数度確認をしながらこの手続に入らせていただいております。

また、今回計上しております補正予算の額、これの執行につきましては、議員がおっしゃるとおりで一定にはしっかりと精査をこれから進めていく必要があります。もちろん契約に至るわけですので。最終的には議会の議決を経るべき金額の設計になろうかと思っておりますので、その点についてはしっかり事務方のほうで途中の段階または最終的な上程の際にしっかり説明をさせていただけるものというふうに認識をしております。

議会との十分な関係につきましては、この間も各議員の皆様からいただいておりますその声のとおりであるというふうに思っております。しっかりと事前の説明、行政事務または事業執行の際に議員の皆様のご理解を得るべくしっかりと取り組んでまいりたいというふうにも思っておりますので、その点は御理解をいただきたいと思っております。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） 時間だしね。議会で言ったことあるいは市長の公約に書いたことはどのぐらい守れたか、どのぐらい残ったのか。市長再選の意思決定は議会ではあまり印象がないのですが、普通はやり残した仕事の大きなものとして庁舎移転等があるので、やり残した仕事をやりたいというような大きな方向性が本来は求められるのだと思いますが、どちらにしてももう市長選も近いのでありますので、今言ったように四者四様と言っているのか三者三様と言っているのかよく分かりませんが、どちらにしてもそういう意見を闘わせてそれを守ることです。

さきの企業誘致の問題が出ましたが、これはもう4年半前から取りかかったのです。県との港湾課とのやり取り。3年経過して私のほうでようよう、宇野さん、何とかしてくれとって電話があつて、私に関わつたのは昨年10月なのです。今私は責任者のような形でやっておりますが、たまたま広島県の大手の電力会社の社長さんに御縁があつて、その社長さんにいろいろ協力していただいて、竹原市のためにもなるのだからということで今のコンサルへお願いしていただいたという経緯があるのです。近いうちに三原の市長さんともお会いするのですが、ここでやると40人ぐらいの雇用がある、それから関連事業も誘致しようかというような計画もありますので、ぜひともさきの質問でもありましたように、やっぱり住民合意というのは大事であつて、答弁の中にもあつたように、コロナで地元が断つて、それで今言うようにテレビでやるという。テレビでやるといつても慣れていないから誰も来なかつたのよ。そういう経緯があつて、自動車の側道については安全協会にいた方がおられまして、あそこは10キロ以上では走らないと、線路まではというような説明は私はしたのです。ある程度の説明はしたのだが、年配の方も多いしなかなか技術的な面は話をしても、右左によっしゃよっしゃと言うわけにはいけない部分もあつて。

だから、物事はやっぱりタイミングで、そのタイミングを逃さないようにスピード感を持ってやらないと物は前に行かないのです。だから、先ほどからもずっと答弁がありましたように、竹原市の場合はちょこちょこつつまみ食いみたいな政策なのです。だから、今私が家を世話をしたと言っている小中君、あれ今7人になっているのです。昨日、私は家へ行ったのですが、ずっとレタスも取っておりますよ、3人ぐらいで、毎日、レタス。順番に10間隔ぐらいでこう植えているのですから。太るのが早い。そういう住から支援策まで1本で課で対応していかないと、あっち行ったりこっち行ったりしないのですよ、今頃、移住の方は。だから、1つの課へ行ったらその課で全部物事ができるというような体制を組まないと無理なのよ。だから、先般新聞に載つていてもそうでしょう。問合せがたくさんあつても最終的に1件とかそうなる。よそはそうではないのよ。だから、私は小中君にも年に3遍ぐらい婚活でもやってもらえと言つて、ああ、竹原の婚活はすごいというように有名になったらもっと参加者が増えると思う。そういうことで、やっぱりちょぼちょぼちょぼとでは駄目なのよ。竹原へ行ったら古民家でも何でも市営住宅でも住宅は心配しなくてもいいと、いろんな住宅がある。そういう先入観を持ってもらうと来やすいし、住がありさえすれば何とかなるからね。何年か前の議会でも言ったように、やっぱり基本給は200万円だと言う。だから、そういうものを独断でやらずに議会の委

員会等や何かと協議しながら、あるいはその地域の方の生の声を聞いて、こうしたらいいああしたらいいと知恵をもらわないと。行政一本でもいけない、議会の言い分だけでもいけないというものがありますので、そこらについてこれからの課題だと思うのです。どちらにして、私ももう一回ぐらいはできるかなと思っているのですが、まあ市長は嫌うか分からないが、もう一回はやりたいと思っているのです。

そういうことで、市長、市長も31年市の職員というのはもう取っ払って、市長になった時点で自動的にトップリーダーなのですよ、トップ。市長は一人しかいないから。我々は14人いる。だから、市長の行動というのは非常にインパクトが強いというのか、やっぱり市長の行動というのは、私達も市長のものは県からのほうもちょっとは情報があるのでね。それで、長老議員が市長とやり取りしてもそんなに死ぬまでいがみ合うわけではないから。だがね、もうちょっと市長、市長は、私もちょっと書いたように企業の関係、社長なんか、もうちょっと出て意見交換すればいいのになというのをぼろっと言うのが耳に入るのだね。私は年がら年中うろろしているから。それだからね、市長の政治行動というのは非常に重いものがある、力もあるのだから。だから、そういう点について、市長、これからどういうふうな政治姿勢で行政運営をされるのか、たくさんしゃべったが伺っておきます。

議長（大川弘雄君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 市政運営に関わる姿勢の話でございます。

もちろん、トップリーダーとしては行動力やいろんな調査研究、様々な人との交流、全てが求められるというふうに認識しております。今まさに、議員もおっしゃいましたけれども、職員ではないわけでありまして、職員の発想というのは全くないというふうにも認識しております。ただ、経験として培われてきたベースは大事にしていかなければいけないというふうに思いますし、人脈、人材については本当に貴重な私としての財産でもありますので大切にしていきたいと思っております。市長4年間で様々な方とお会いして、さらなる人脈も築くことができたというふうにも認識をしております。これをまさに市政に生かしていく、これがこれからの私の使命だというふうにも思っておりますので、この点についてしっかり認識をした上で、これからの行政または私の政治姿勢として認識を深めていきたいというふうに思います。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） 市民の声を活かすということは一つの大きな市長が表明されたも

のですが、御承知のように図書館については既に私は法的なものを行使しておりますので。しかし、当時の教育委員会との議論の中で9名、7名がこうやり取りで、教育委員会の教育次長は7名になるのだろうと言っても最後に、いや9名ですと言って。私は、正副議長の説明の文書の中から読み解いて質問したわけですが、結局委託したら7名です。だから、実際委託後は7名になるのですよというような説明ならいいのだが、いや9名で7名という認識はありませんよという答弁だった。それは、議事録を調べたら分かる。そうではなく、そこらがすり合わせだと言っているのだ、私は。だから、すり合わせができれば私もそういうふうな法的行動に出る必要はなかったのだが。しかし、何としても、かなりの金額が精査されていなかった、人件費が。ということで、監査請求を却下された翌日、私は提訴いたしました。まあ結果はどうなるか分かりませんよ。いろんな書類も職員の手帳等、あるいは三原の図書館の書類等も含めて資料として送っておりますが、これからいろいろ裁判所に受理されれば私の思いも述べたいと。そういう一番、今最近この何年ぐらいになるのか、提案者が提案した、それから異論がある場合は、人間社会だからすり合わせというものもやっぱり大事なのです。そういうものが一番今欠落しているのではないかと思うのですが。出しておけば、はい、すっと通るのよというような思いではいけませんよ。私は今までもいろいろこういう機会があったが裁判所の判例があって、監査請求は1年以内、提訴する場合は監査請求が却下されて結論が出たら1か月以内、こういう厳しい期間がありますので、そういうこともあまり行使できなかった部分もあるのですが。

これ以上は言いませんが、どっちにしても我々も何百人かの市民の代弁者としてここへおりますので、私は絶えずその思いで発言しているのです。それが嫌な人もいるだろうし、おお宇野、やれやれと言う人もいるだろうし。だから、そういう後の票やなんか一回も考えたことはない、私は。だから、とにかく任期中は市民のいろんな声を代弁して発言しようということが私の基本姿勢なのでありますから。市長であれ誰であれ、がらがらがら言うことが能ではないわけですから。ぜひお互いに、どんどんどんどん人口が減っている中で、どうやったら歯止めが少しはかかるのだろうか。今言ったように、小中君らは日曜日は大崎の外国人さんが来ているのが、五、六人ぐらい応援に来てるのだから、そういう協定して。職員なんかそういう現場へ行ったことがないでしょう。私はしょっちゅう行っているのよ、家を世話した関係上。だから、頑張れ頑張れと行っているのだがね。そういうことを思いながら質問を終わります。最後に、市長、答弁があれば。

議長（大川弘雄君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 期待の若手農業者の話が出ましたが、私も何度もお話もさせていただいたことがありますし、これだけ人口が減っていく竹原市によくぞ来ていただいたというふうには思っております。一人一人来ていただける人、できれば一人でも竹原に残ってもらおうと、こういう取組が絶対に必要な時期でもあるというふうに思います。人口が全体的に減っていくという中において、一人一人を呼び寄せまたぜひ竹原に住んでもらいたい、竹原に残ってもらいたいと、強く訴えながらこれからの市政運営に臨むべきだというふうにも認識しておりますので、今御紹介のありました皆さんへの支援も含めてしっかりと対応をさせていただきたいというふうに思います。

議長（大川弘雄君） 以上をもって13番宇野武則議員の一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

議事の都合により、12月1日は午前10時から会議を再開することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後3時19分 散会